

第9次様似町総合計画

2021~2030

～ 夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり ～



第9次様似町総合計画

2021~2030

～ 夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり ～



第9次様似町総合計画



様似町長
坂下一幸

在任期間

平成 17 年 10 月 11 日～

はじめに

これまで様似町は、昭和 31 年度策定の第一次計画をはじめとして、8 次にわたる総合計画を策定し、計画的に産業の基盤や生活環境の整備、教育文化の振興を図ってきました。享和 2 年（1802 年）に蝦夷奉行の管下となり、この年を様似町の開基と定め、昭和 27 年には町制が施行され、来年（令和 4 年）は、開基 220 年・町制施行 70 周年という節目の年を迎えます。私たちを取り巻く環境は急速に変化し、全国的な人口減少・少子高齢化の進行、地震や豪雨災害の発生など、これまでに経験したことのないさまざまな課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域経済や医療をはじめ、教育現場などにまで影響を及ぼし、いまだ不自由な生活を強いられている現状にあります。

国も地方自治体も依然として先行き不透明な時代のなかですが、本町が持続的に発展していくためには、人口減少対策をはじめ、社会情勢の変化を的確に捉え、将来を見据えた行政運営を行っていかねばなりません。

令和 3 年度を初年度とし、計画期間を 10 年間とする第 9 次様似町総合計画では、「夢を絆を笑顔でつなぐ まちづくり」を創生のテーマとして掲げさせていただき、引き続き健全な財政運営に取り組みつつ、小さいながらもお互いが助け合い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らしていけるまちの実現をめざし、各産業への振興をはじめとし、みんなでいきいきと笑顔をつないでいけるよう、各種の施策を推進していきたいと考えておりますので、町民皆様の自主的で積極的な参画をいただき、山積している諸課題をともに乗り越え、ふるさと様似町の持続に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました様似町総合振興審議会委員、町議会議員の皆様をはじめ、さまざまなご意見・ご提言、ご協力をいただきました町民・自治会の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月



様似町民憲章

わたくしたちは、アポイをあおぎ、くろ潮にきたえ育った様似町の町民です。

わたくしたちは、祖先の意志をうけついで強くはばたく、住みよい町をつくります。

- 1. 仕事にはげみ、豊かな町にしましょう。
- 1. 緑を育て、きれいな町にしましょう。
- 1. きまりを守り、住みよい町にしましょう。
- 1. 夢があふれる、あかるい町にしましょう。
- 1. 世界をつなぐ、文化の町にしましょう。

議 決 昭和56年12月22日
公 表 昭和57年10月 1日

カーブ

目 次

第 1 部 序 論

第 1 章 様似町総合計画策定の意義	1
第 2 章 様似町総合計画策定の背景	1
1 様似町の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 地 勢	1
(3) 気 象	2
(4) 歴 史 的 背 景	2
(5) 土地利用状況	3
(6) 人口動態の推移	3
(7) 産 業 の 状 況	4
(8) 産業別就業者数の推移	4
2 住民意識の推移	5
(1) 住民アンケートについて	5
(2) 若者アンケートについて	6
第 3 章 計画の基礎	7
1 計画の性格と呼称	7
2 計画の構成	7
3 他計画との関連	7

第 2 部 基 本 構 想

第 1 章 めざすまちの姿	8
1 将来像	8
2 施策の基本方向別のめざす姿（7つの基本目標）	9
3 めざす指標	11
第 2 章 7つの基本目標の取り組み方針	12
1 推進体制の確立のために	12
2 住みよい環境をつくるために	12
3 安全な生活をおくるために	12
4 健康で幸せな生活をおくるために	13
5 心豊かな人間性を養うために	13
6 豊かな暮らしを生み出すために	14

目次

7 発展の基盤づくりのために	14
第3章 まちづくりの重点的な取り組み方針	15
第3部 基本計画	
第1章 推進体制の確立のために	
1-1 持続可能な行財政システムの確立	17
1-2 ジオパークによるまちづくりの推進	24
1-3 町民と行政による協働のまちづくり	26
第2章 住みよい環境をつくるために	
2-1 まちなみの整備	29
2-2 自然の保全	34
2-3 上下水道の整備	36
2-4 衛生対策の推進	38
第3章 安全な生活をおくるために	
3-1 防災体制の整備	41
3-2 交通安全と防犯対策の推進	43
3-3 消防・救急体制の整備	45
3-4 国土保全対策の推進	49
第4章 健康で幸せな生活をおくるために	
4-1 健康づくりの推進	51
4-2 地域医療体制の維持	56
4-3 地域福祉の推進	58
4-4 子育て支援の推進	64
第5章 心豊かな人間性を養うために	
5-1 幼児教育・保育の推進	66
5-2 義務教育の推進	68
5-3 社会教育の推進	71
5-4 文化活動の推進	74
5-5 スポーツの推進	77
第6章 豊かな暮らしを生み出すために	
6-1 農業振興対策の推進	78

目 次

6-2	林業振興対策の推進	81
6-3	水産業振興対策の推進	83
6-4	商業振興対策の推進	85
6-5	工業振興対策の推進	86
6-6	観光振興対策の推進	87

第7章 発展の基盤づくりのために

7-1	道路環境・地域公共交通の充実	89
7-2	地域情報化の推進	91
7-3	土地利用の推進	92
7-4	公共施設の有効活用の推進	93
7-5	移住・交流の推進	94

付 属 資 料

計画の所要事業費	96
第9次様似町総合計画の策定経過	97
第9次様似町総合計画策定に関する諮問・答申	100
様似町総合振興審議会委員名簿	101
様似町議会議員名簿	103
企画委員会委員名簿	103
総合計画・総合戦略検討部会員名簿	103
様似町総合振興審議会条例	104
様似町企画委員会規程	106

第1部

序

論

第1章 様似町総合計画策定の意義P. 1

第2章 様似町総合計画策定の背景P. 1

第3章 計画の基礎P. 7



序 論

序
論基本
構
想基本
計
画付
属
資
料

第1章 様似町総合計画策定の意義

平成23年度を初年度としてスタートした第8次様似町総合計画は、「町民と歩む 個性あふれる元気なまちづくり」を創生のテーマとして、各種施策の推進に努めてきましたが、令和2年度をもって計画期間を終了しました。この間、産業支援と町民の安全・安心を念頭に置きつつ、まちづくりを推進してきましたが、人口減少や労働力減少には歯止めがかからず、残念ながらまちが活気にあふれているとは言えません。このように人口減少や少子高齢化が進行すると、経済活動の停滞や税収等の減少による公共部門のサービス低下など、地域の社会経済を支える機能が低下する可能性が懸念されています。

経済・社会・環境等が急速に変化し、複合化する課題に対して新たな知恵を生み出し、持続可能なまちづくりを推進していくには、町民や企業、行政など多様な担い手が連携・協働して解決していく「地域力」が必要となります。将来における本町のあるべき姿と町民とともに進むべき方向について、今後10年間の指針となる第9次様似町総合計画をここに策定します。

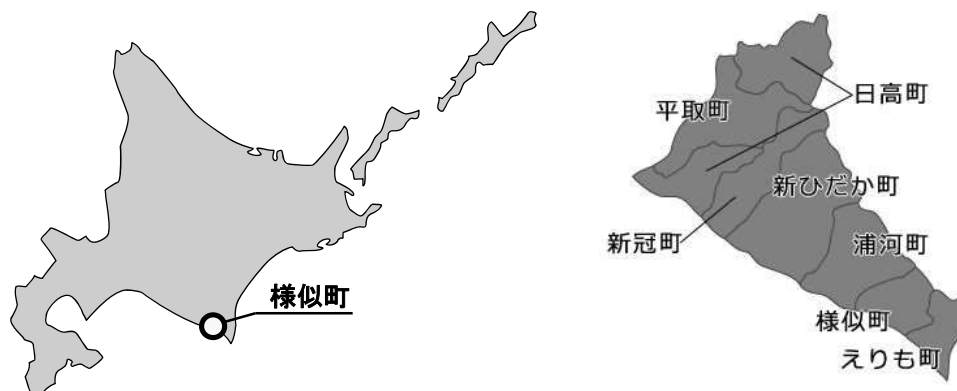
第2章 様似町総合計画策定の背景

1 様似町の概況

(1) 位置及び面積

様似町は北海道の南東及び日高管内の南東に位置し、北緯42°03'から42°15'までの間と東経142°51'から143°12'までの間にあって、西は鵜苫川を境として浦河町に、東はえりも町に、北東は日高山脈をもって十勝管内広尾町に隣接し、南西は太平洋に臨んでいます。

面積は364.30km²、東西に20.2km、南北20.6kmで、太平洋に浮かぶ親子岩をはじめ、変化に富んだ美しい海岸線は24.2kmあります。



(2) 地 勢

地勢は、様似川、海辺川の流域地帯を除くと、ほとんどが丘陵地帯、中起伏山地からなっており、河川の流域沿いと太平洋岸沿いに集落が形成されています。

序 論

序
論基本
構
想基本
計
画付
属
資
料

山岳は町の中央部に秀峰アポイ岳（810m）※、ピンネシリ（958m）の連山があり、日高山脈の支脈となっています。このアポイ岳は、高山植物群落が特別天然記念物に指定されるなど植物学上貴重な存在となっているだけでなく、峰続きの吉田岳、ピンネシリと幌満川対岸の幌満岳などとともに地質学的にも貴重な「幌満かんらん岩体」から成っています。このため、アポイ岳を核心地域とする様似町は、「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」※として、平成27年11月にユネスコ世界ジオパーク※に認定されています。

河川については、2級河川に指定されている幌満川（24.8km）、様似川（22.3km）、海辺川（8.5km）のほか7の準用河川と50の普通河川があります。幌満川には、民間の利水ダムと水力発電所が整備され、再生可能エネルギーとして、主にえりも方面の電力供給に重要な役割を果たしています。様似川は日高山脈を源として南下し太平洋にそそぎ、河川水は水道水として利用され、また、流域の中流は農耕地、下流は中心市街地となっています。

（3）気 象

北海道の南東に位置し、かつ太平洋に面しているため海洋性気候となっており、秋から冬にかけて多少、風・波は強くなりますが比較的温暖な気候となっています。

年平均気温は8度前後で、夏期の最高気温が30度になることはほとんどなく、冬期の気温もマイナス10度を下ることは稀であり、大変過ごしやすい気候となっています。

（4）歴史的背景

様似にかなり古くからアイヌ民族が住んでいたことは、チャシ跡などの遺跡からうかがうことができます。集落が形成されたのは今から約370年前の寛永12年（1635年）、現在の海辺川上流にあった東金山金鉱山で採金が行なわれていた頃で、キリシタナイ（現在の西町）周辺が中心であったといわれています。寛文9年（1669年）のシャクシャインの戦い後にこの鉱山が閉鎖され、以後は松前藩の支配下として海産物を主に交易を始めたことにより漁場として繁栄してきました。

寛政11年（1799年）、幕府支配のシャamani会所が設けられました。初代詰合は中村小市郎が務め、駐留していた大河内善兵衛監督のもと、現場責任者としてシャamani山道を完成させたことは、本町の歴史にとって重要な役割を果たしており、史跡として国から指定されています。

さらに、享和2年（1802年）蝦夷奉行の管下となり、文化3年（1806年）には、幕府がオコタヌシ（現在の栄町）に蝦夷三官寺※のひとつ等澍院を建立しました。

※アポイ岳 本町の市街地の南東に位置し、標高は810mと低い山であるが、かんらん岩質の特殊な土壌や特異な気象条件により多くの高山植物が生育している。アポイ岳高山植物群落は、昭和27年に国指定特別天然記念物に指定されている。

※アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク 地下深くのマントルが地表に現れてできたかんらん岩の山・アポイ岳をはじめとする様似町の大地と自然、歴史・文化を学び楽しむための大地の公園。

※ユネスコ世界ジオパーク 科学的に貴重な地質遺産や美しい景観などを教育や観光に活用することで、遺産の保全とその地域の持続的発展を促すことを目的に、一体的に管理された地理的領域。平成31年4月現在、41ヶ国147地域が認定されている。

※蝦夷三官寺 江戸時代後期に、蝦夷地に入り亡くなった武士などを弔うために幕府が建てた官営寺で、他に伊達市の「善光寺」と厚岸町の「国泰寺」をいう。

序 論

序
論基
本
構
想基
本
計
画付
属
資
料

明治13年(1880年)に戸長役場が開設され、定着農業がはじまったのは明治18年(1885年)、2級町村制施行により8カ村を大字とした様似村が明治39年(1906年)に誕生しました。

大正14年(1925年)には浦河～様似間に送電線が完成し、278戸に電灯がともされました。

また、昭和7年(1932年)には様似船入澗第1期工事が着工、昭和12年(1937年)に国鉄日高本線が様似駅まで開通、さらに昭和16年(1941年)には東邦電化(株)(現在の新日本電工(株)日高工場)が建設されるなど産業開発が進むとともに、生活水準も向上し現在の様似町の基盤が作られました。

このように尊い先人の英知と努力によって築かれた様似が、躍進の町「様似町」として力強くスタートしたのは町制施行をした昭和27年(1952年)のことです。

(5) 土地利用状況

土地利用の現状は森林が91.6%と最も多く、以下農用地3.0%、宅地0.5%、その他4.9%となっています。

宅地は、中心市街地近郊の原野などからの宅地化が少しずつ進んでいます。

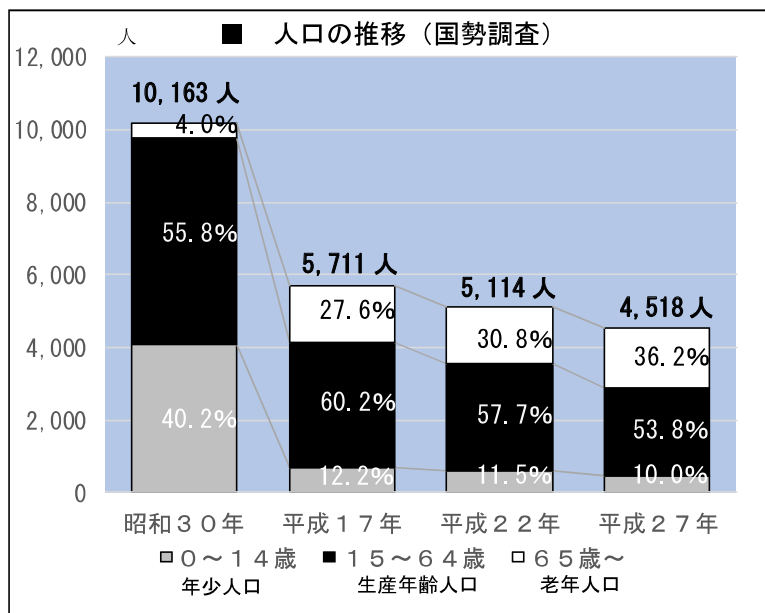
農用地は、様似川及び海辺川流域沿いの平坦地や一部の丘陵地にあり、軽種馬、水稻、施設野菜、酪農、肉用牛を中心とした農業経営が行なわれています。

森林は、面積の61.6%が道有林、27.6%が私有林、10.8%が町有林となっており、森林資源の保護・育成及び森林機能の保全などが進められています。

(6) 人口動態の推移

本町における平成27年度国勢調査総人口は、4,518人(男2,139人、女2,379人)、世帯数は2,044世帯で、平成22年の同調査と比較すると総人口で596人(11.7%)減少しており、本町の人口が最も多かった昭和30年国勢調査時の10,163人をピークに年々減少しています。特に減少率は昭和60年以降、6～11.7%という高い状況が続いています。

総人口の継続的な減少がみられるなか、特に年少人口と生産年齢人口のうち若年層の減少が続いている一方で、老年人口は増加しています。これは本町の大きな人口減少の要因として以前から考えられている学卒者の都市部等への流出や、大学等で専門知識を修得した方や都市部などで数年間働いた方が“ふるさと”へ帰る際に受け皿となる職場が少ない



序 論

ことから、１５歳～３９歳のＵターン者が少ないことが要因と想定されます。今後は増加してきた老年人口も減少に転じると推計され、人口減少は第三段階（若年減少・老年減少）に移行し、さらに急速に進行する可能性があります。

本町の高齢化率は、平成２７年国勢調査で３６．２％となっており、平成２２年調査時よりも５．４ポイント上昇、北海道の２９．１％、全国の２６．７％を大きく上回っています。

また、男女別の人口構成においては、生産年齢人口のうち若年層では男性が多く、女性が少ない傾向にあり、結果として結婚・出産の機会が減少、少子化が進展していると考えられます。

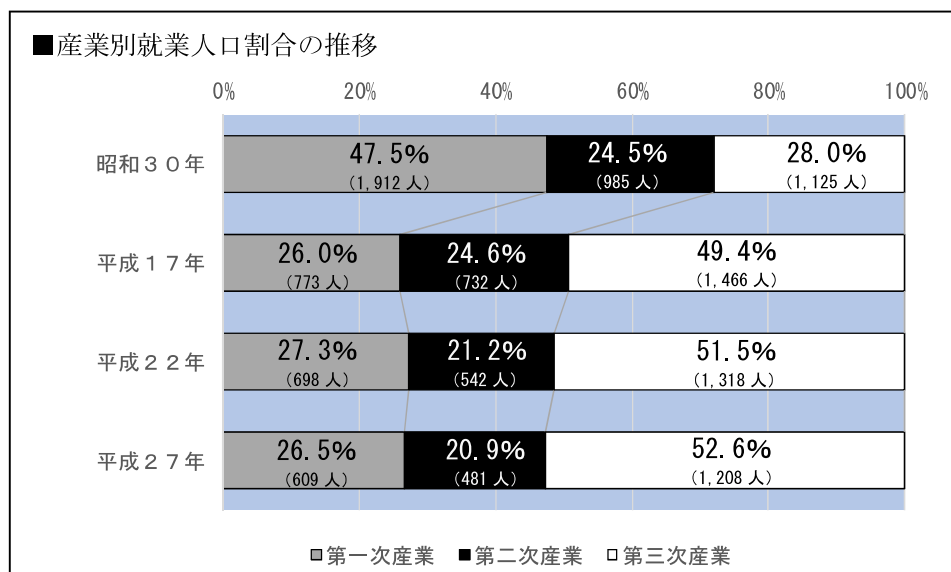
(7) 産業の状況

本町の産業は第一次産業や各種産業など多面的構造で成り立っています。

水産業においては、漁協などとともに日高昆布やマツブ、マツカワなどのブランド化に取り組んでいるものの、水産資源減少に伴い水揚量が低迷しており漁家経営を圧迫しています。農業については、軽種馬生産農家は戸数の減少や販売価格の低迷により、厳しい経営が強いられっていますが、酪農・肉用牛農家は、安定的な経営を行っています。そして、イチゴ農家は戸数・生産額ともに増加傾向にあります。商業については、第一次産業の低迷と大型店のある近隣町への購買力流出により、商業販売額は減少傾向が続いています。工業及び製造業は、工業事業所をはじめ食品製造事業所など１５以上の事業所があり、町内産業で最も大きな売上高を占めています。売上高は食品製造業が比較的堅調に推移するものの、総じて減少傾向となっています。

(8) 産業別就業者数の推移

本町の就業者総数は、平成２７年の国勢調査では２，２９８人であり、総人口の５０．９％を占め、その内訳は第一次産業６０９人（２６．５％）、第二次産業４８１人（２０．９％）、第三次産業１，２０８人（５２．６％）となっており、平成１７年以降、第二次産業が減少、その分、第三次産業が増加、第一次産業は横ばいとなっており、産業構造に大きな変化はないと読み取れます。



序 論

2 住民意識の推移

(1) 住民アンケートについて

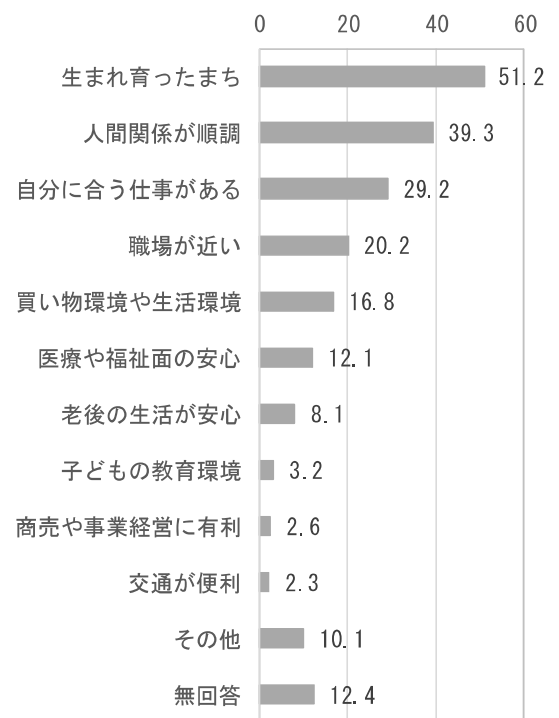
本町では、10年ごとの総合計画策定に合わせ住民アンケート調査を行っています。その中の『様似町の住みよさをどう感じるか』という設問に対して、約半数となる45%の方が「とても住みよい」「まあまあ住みよい」と回答し、「住みよくない」「あまり住みよくない」という回答が29%だったことを考えると、決して多くの町民が「住みよい」まちと実感しているとは言えない状況であると考えられます。

そのうち「住みよい」「まあまあ住みやすい」と回答した方に『住みよいと感じる理由は何ですか』の設問では「生まれ育ったまちだから」が51.2%で最も多く、次に「人間関係がうまくいっているから」が39.3%、次いで「自分に合う仕事（職場・職種）があるから」、「職場が近いから」となっており、愛郷心や地域住民同士のつながり、仕事に関連することが「住みよい」と感じている大きな要因となっているようです。一方、「あまり住みよいとは思わない」「まったく住みよいとは思わない」と回答した方はその理由を「医療や福祉面が不安だから」、「交通が不便だから」、次いで「買い物環境や生活環境が良くないから」と続いており、医療・福祉・交通環境等が「住みよさ」を高めるためのまちの課題であると考えられます。

また、『様似町に住み続けたいか』などいくつかの設問を昭和63年の第6次様似町総合振興計画策定時のアンケートから継続的に載せていますが、その回答の中でも「ずっと住みたい」「当分の間は住みたい」が合わせて63%と、平成20年度に実施した住民アンケートとほぼ同様の結果となっております。この結果から、医療・福祉・交通環境等に不安や不満を感じつつも、多くの住民が今後も様似町に住みたいと考えていることが読み取れます。町民の「住みよさ」を高めつつ、継続して住み続けていくために、労働環境を整えるべきだという声が多く寄せられました。

■住みやすいと感じる点は、何ですか。

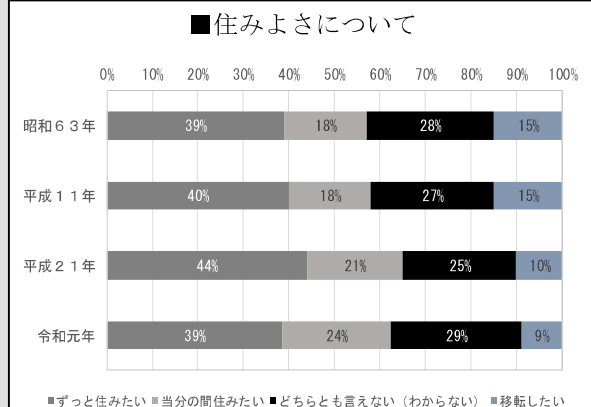
(※令和元年度実施 住民アンケートより)



※複数回答のため100%にはならない。

◎住民アンケート結果の推移（抜粋）

(※令和元年度実施 住民アンケートより)

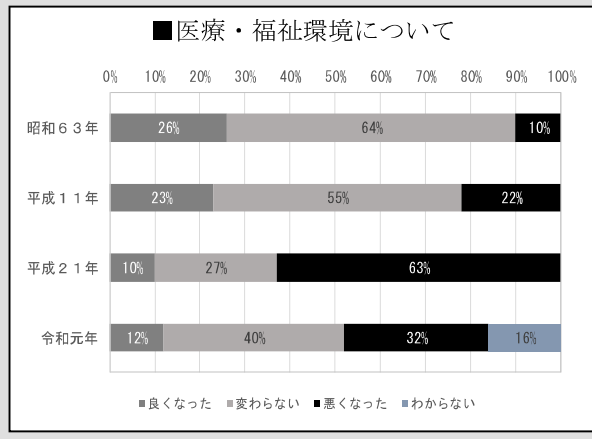


■ずっと住みたい ■当分の間は住みたい ■どちらとも言えない(わからない) ■移転したい

序 論

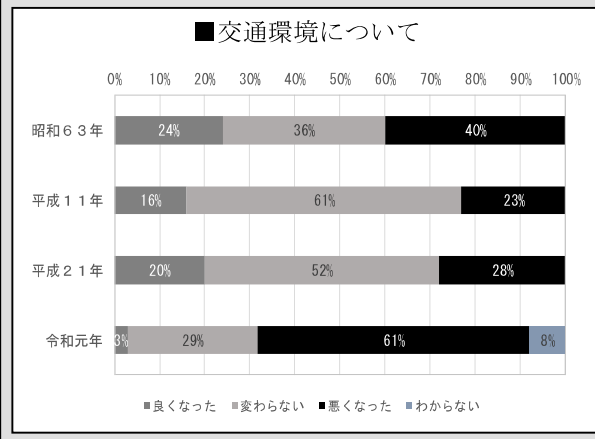
◎住民アンケート結果の推移（抜粋）

（※令和元年度実施 住民アンケートより）



◎住民アンケート結果の推移（抜粋）

（※令和元年度実施 住民アンケートより）



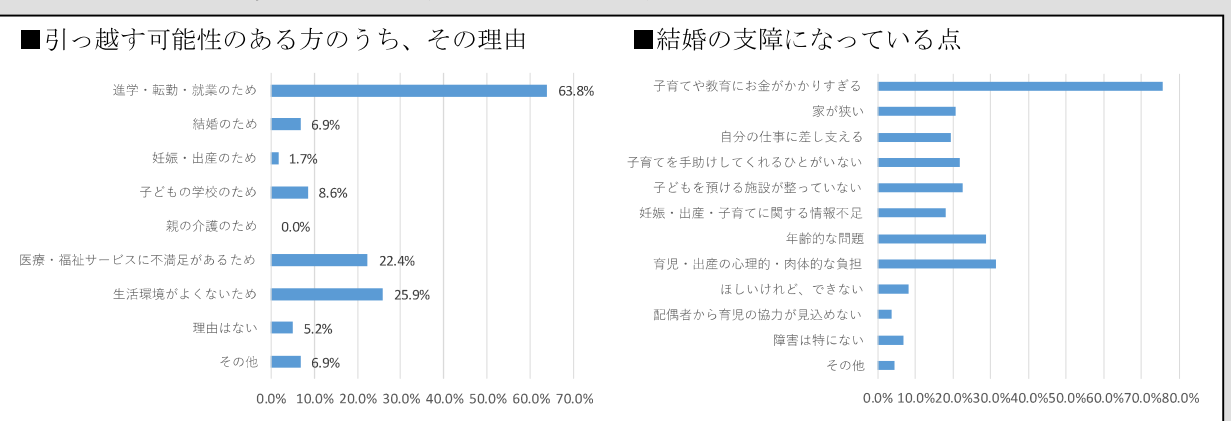
(2) 若者アンケートについて

本計画の策定にあたり、『若者アンケート』として本町の次代を担う18歳～45歳を対象とし、まちの『暮らしやすさ』、『働くこと』、『結婚・子育て』について、インターネットアンケートを実施しました。

町民アンケート同様、将来的に住み続けていくためには、働く場所が必要で、労働環境を整えるべきといった声が多く寄せられました。『将来的に町外へ引っ越す予定があるか』という設問に対し、34.9%の方が「近々、引っ越す予定」、「予定はないが、いずれ引っ越すと思う」、31.4%の方は「わからない」と回答しており、引っ越す可能性のある方のうち約6割は「進学・転職・就業のため」を理由としています。町外への人口流出を抑制するには、雇用と教育が課題であることが読み取れます。

『結婚・子育て』に関しては、『結婚の支障となっている点』は様々で、一番多かったのは「出会う機会、きっかけがない」ではあったものの、複合的な理由から結婚の支障となっている現状が伺えます。また、子育てに関して『理想的な子どもの数を実現するための支障となる点』では「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と感じる方が圧倒的に多い結果となりました。

◎若者アンケート結果（抜粋）（※令和2年度実施）



序 論

第3章 計画の基礎

1 計画の性格と呼称

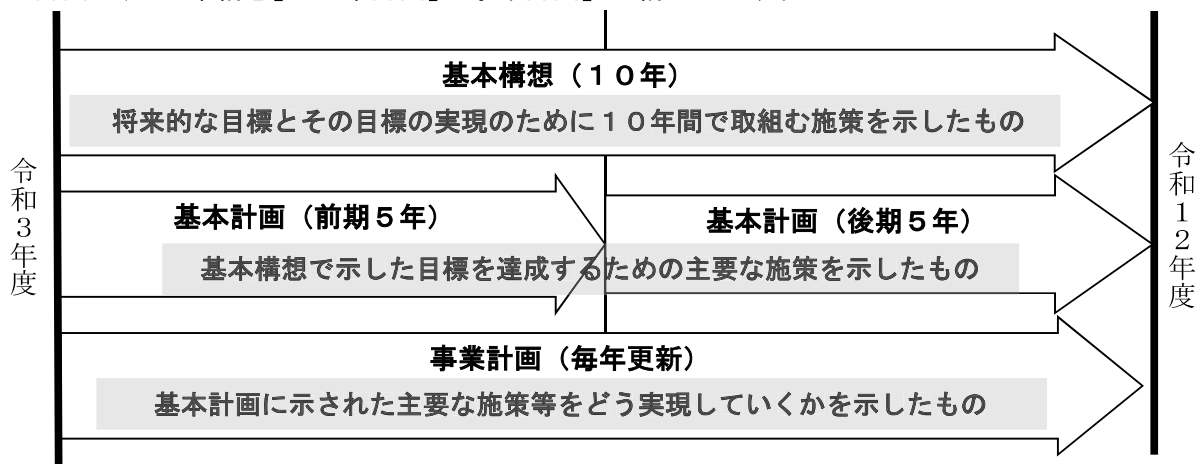
総合計画は、長期的な見地に立ち、まちづくりを計画的・効率的に推進するための指針であり、今後10年間に本町が実施する事業の根本となるものです。

この計画を「第9次様似町総合計画」と称し、創生のテーマは「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」とし、適切に推進していきます。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2 計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「事業計画」で構成します。



3 他計画との関連

本計画の円滑な実現を図るためには、国や北海道などの関連計画と整合性を保つことが必要であることから、次に掲げる諸計画を十分に考慮しつつ本町の特性と発展の可能性を追求し、自主性と主体性をもった計画とします。

- ◎国土形成計画・国土利用計画
- ◎輝きつづける北海道 北海道総合計画
- ◎第8期北海道総合開発計画

第2部

基本構想

第1章 めざすまちの姿P. 8

第2章 7つの基本目標の取組方針P. 12

第3章 まちづくりの重点的な取組方針.....P. 15



基本構想

第1章 めざすまちの姿

(1) 将来像

夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり

様似町は、第8次総合計画において住民生活の安定と福祉の向上、産業振興を基本理念として、「町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり」を創生のテーマとして掲げ、財政の健全化に取り組みつつ、各産業の活気がまちの活性化を促し、豊かな自然環境を活かして交流の輪を広げる、小さくても住民同士が助け合いながら暮らしていけるまちの実現をめざし、まちづくりを進めてきました。

第9次様似町総合計画の創生のテーマである『夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり』とは「ふれあいによりつながり始めた心の融合を強い『絆』に変え、町民が抱く理想のまちづくりという『夢』を、みんなでいきいきと『笑顔でつなぐ』輝いた町民の将来像を示しています。

●「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」とは？

【アンケートに寄せられた町民の「想い」から生まれた将来像】

過疎、人口減少、老後の不安。私たちを取り巻く環境は先行きが見えない状況で、住民アンケートでもこれからの様似の衰退を心配する声や、不安を抱く声が多く寄せられました。

ただ、私たちのまちには、豊かな自然環境や、これまで築いてきた誇りがあります。

小さいながらもお互いが助け合い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して幸せに暮らしていけるよう、理想の夢を持ち、町民が絆で結ばれ、未来を次世代へ「つなぐ」想いが込められています。

■ 町 民 憲 章 ■

仕事にはげみ、豊かな町にしましょう

緑を育て、きれいな町にしましょう

きまりを守り、住みよい町にしましょう

夢があふれる、あかるい町にしましょう

世界をつなぐ、文化の町にしましょう

■施策の基本方向■

推進体制の確立のために

住みよい環境をつくるために

安全な生活をおくるために

健康で幸せな生活をおくるために

心豊かな人間性を養うために

豊かな暮らしを生み出すために

発展の基盤づくりのために

基本構想

・施策の体系

まちの理想を実現するための施策の基本方向を受け、次のような施策体系で各種の施策を推進します。

テーマ	施策の基本方向	基本計画
夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり	推進体制の確立のために	● 持続可能な行財政システムの確立 ● ジオパークによるまちづくりの推進 ● 町民と行政による協働のまちづくり
	住みよい環境をつくるために	● まちなみの整備 ● 自然の保全 ● 上下水道の整備 ● 衛生対策の推進
	安全な生活をおくるために	● 防災体制の整備 ● 交通安全と防犯対策の推進 ● 消防・救急体制の整備 ● 国土保全対策の推進
	健康で幸せな生活をおくるために	● 健康づくりの推進 ● 地域医療体制の維持 ● 地域福祉の推進 ● 子育て支援の推進
	心豊かな人間性を養うために	● 幼児教育・保育の推進 ● 義務教育の推進 ● 社会教育の推進 ● 文化活動の推進 ● スポーツの推進
	豊かな暮らしを生みだすために	● 農業振興対策の推進 ● 林業振興対策の推進 ● 水産業振興対策の推進 ● 商業振興対策の推進 ● 工業振興対策の推進 ● 観光振興対策の推進
	発展の基盤づくりのために	● 道路環境・地域公共交通の充実 ● 地域情報化の推進 ● 土地利用の推進 ● 公共施設の有効活用 ● 移住・交流の推進

序論

基本構想

基本計画

付属資料

(2) 施策の基本方向別のめざす姿(7つの基本目標)

将来像の実現をめざすために、7つの施策の基本方向別の目標を掲げます。

～推進体制の確立のために～

人口減少下においても幸せに暮らし続けることができるよう、広域的な視野に立った取組を生かした持続可能な行財政運営を図り、町民と行政が力を合わせて共に知恵を出し合い、盛り上げていく『一人ひとりが主役なまち』を実現できるような体制づくりをめざします。

基本構想

序論

基本構想

基本計画

付属資料

～住みよい環境をつくるために～

町民が誇りにしている様似町の豊かな自然と美しい自然景観を次代につなぎ、誰もが快適な暮らしを送れるよう、生活環境の向上に取り組み、『みんなが支え合い、思いやりのあるクリーンなまち』づくりをめざします。

～安全な生活をおくるために～

安全で安心した暮らしができるように、防犯や防火、そして防災に対する意識を高め、命を大切にするため共に手を取り、連携し合い『自助・共助・公助を高め合えるまち』づくりをめざします。

～健康で幸せな生活をおくるために～

人に優しく互いに助け合う気持ちで、見守りを必要としている人に支援の輪を広げます。保健・医療・福祉が連携し、相互扶助の精神で不安や悩みを解消し、いつまでも安心して健やかに暮らせるよう、『自立しながら助け合えるまち』づくりをめざします。

～心豊かな人間性を養うために～

生涯にわたって学んだり、スポーツをしたり、子どもからお年寄りまで、誰もがいつでも楽しめるために、ソウゾウ（想像・創造）力を育み『人と地域がつながりあうまち』づくりをめざします。

～豊かな暮らしを生みだすために～

海の恵み、大地の恵みをはじめ、地域の産業、個性的な観光スポット、住民のマンパワー ※ など、様似町にある多彩で魅力的な資源を、産業の活力にかえていき、地域の特性を活かした『孫の代まで資源をつなぐまち』づくりをめざします。

※マンパワー 人手、労働力。仕事などに投入できる人的資源。

基本構想

～発展の基盤づくりのために～

住民の暮らしに欠かせない生活基盤や情報通信基盤などの整備を進め、利便性の維持、向上を図り、多様な形で関わる「関係人口 ※」を新たな視点で創出し、『みんながつながり、快適な暮らしができるまち』づくりをめざします。

(3) めざす指標

① 人口

平成 20 年をピークに日本の人口は減少に転じ、道内の多くの市町村の人口は減少しています。様似町においても、国勢調査による人口推移は 10 年間で 1,200 人近く減っており、今後も人口減少は、大きな課題です。

平成 30 年 10 月に国立社会保障人口問題研究所 ※ が公表した人口推計によると令和 12 年の様似町の人口は 3,015 人にまで落ち込むと推計されていますが、本計画による各種施策や地域活性化により、できる限り人口減少を緩和させていく取り組みが必要です。

☆様似町の人口の推移（国勢調査より）

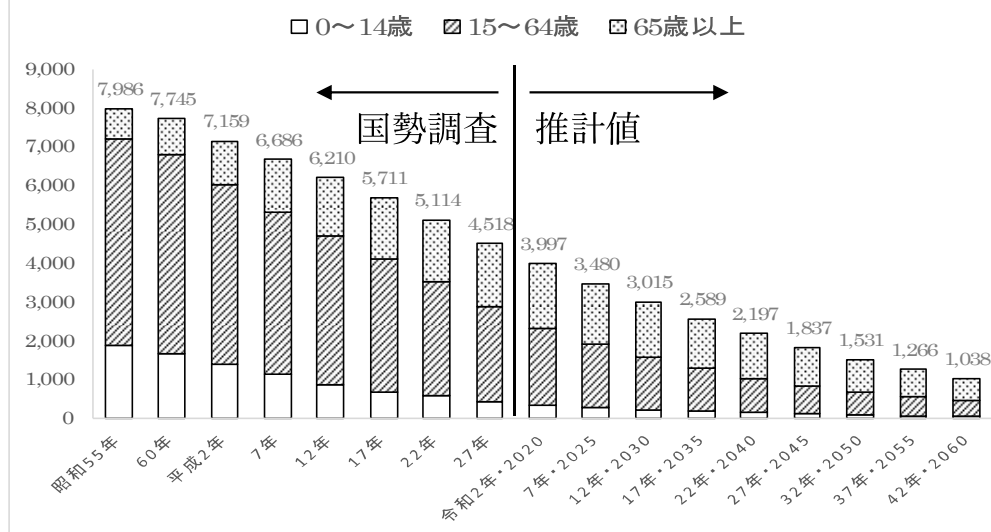
平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
5,711 人	5,114 人	4,518 人



めざす人口

令和 12 年
3,100 人

総人口の推移と将来推計



※関係人口 移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。
 ※国立社会保障人口問題研究所 厚生労働省に所属する、人口や世帯の動向、社会保障政策等を研究する国立研究機関。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本構想

序論

基本構想

基本計画

付属資料

② 住みよさ

計画策定時に実施した住民アンケート調査で「様似町の住みよさ」について、「とても住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた人の割合が45%を占めました。残念ながら、第8次総合計画時に比べ、住みよさを実感している町民の割合は若干減少している現状です。

様似町に住んでいる町民が、住みよさを実感できることは大切なことで、今後も「住みよい」と思う人が増えるようなまちづくりが必要です。

★住民アンケート結果

平成 21 年	令和元年
49%	45%



めざす住みよさ
令和 12 年
55%

第2章 7つの基本目標の取組方針

(1) 推進体制の確立のために

まちづくりの主役は町民であり、町民の意思や意欲など一人ひとりの持つ活力を生かせるよう、広報・広聴や情報ネットワークを充実させ、町民と行政による情報共有に取り組むとともに、人口減少の進む中でもコミュニティ活動を維持していくための支援を進めます。

また、実施可能な広域行政を模索し、行財政基盤の充実や町民の利便性向上に努め、ムダのないスマートなまちをめざすため、行政と議会・町民が共通認識をもち、それぞれが支え合いながら住民福祉の向上が図られるよう、まちづくりに参画しやすい仕組みをつくり、町民主体の自治の実現を図り、効率的な行政運営と財政の健全化、町民ニーズに対応した行政運営を進めます。

基本計画の項目	1 持続可能な行財政システムの確立
	2 ジオパークによるまちづくりの推進
	3 町民と行政による協働のまちづくり

(2) 住みよい環境をつくるために

ユネスコ世界ジオパークとして認められている本町の豊かな自然と美しい自然景観には、住民アンケート結果でも約45%以上のかたが「住みよい」という回答をしています。この恵まれた環境を次代に受け継いでいくため、地質・自然遺産をはじめとした自然環境の保全活動を推進していくとともに、住みよいまちとなるよう景観・市街地環境の整備や適正な廃棄物処理、人口減少により生じている空き家の解消及び有効活用、衛生対策を推進します。

基本計画の項目	1 まちなみの整備
	2 自然の保全
	3 上下水道の整備
	4 衛生対策の推進

(3) 安全な生活をおくるために

本町は、主に海岸線沿いに集落が形成され急峻なけ地などが多く点在し、中心市街地には様似川が流れ、近年発生する異常降雨時には土砂災害や崖崩れ、河川の氾濫などの危険性のほか津

基本構想

波による災害の危険性が高い地域となっていることから、災害に備えるための防災意識高揚の啓発や海岸並びに急傾斜地の保全のための整備要望、災害防止のための関係団体との連携を引き続き図っていきます。

また、近年あおり運転 ※ や高齢者による交通事故が多発し、さらには高齢者を狙った詐欺犯罪も減少しない状況となっていますので、交通事故や犯罪のないまちをめざし、関係機関とともに各種活動を推進します。

基本計画の項目	1 防災体制の整備
	2 交通安全と防犯対策の推進
	3 消防・救急体制の整備
	4 国土保全対策の推進

（４）健康で幸せな生活をおくるために

子どもから高齢者、障がい者をはじめ、町民誰もが安心して、やすらぎのある生活をおくり、いつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、生涯を通じた福祉支援体制の充実をめざします。

日々の生活を通じた健康づくり、生きがいづくりを支援する一方で、保健・医療・福祉サービスの充実に努め、良質で均一なサービス提供体制の向上を図り、一人ひとりが思いやりを持って、互いに支え合うまちづくりを進めます。

基本計画の項目	1 健康づくりの推進
	2 地域医療体制の維持
	3 地域福祉の推進
	4 子育て支援の推進

（５）心豊かな人間性を養うために

生涯を通じて人間性豊かな多様な生活をおくることができるよう、生涯学習推進体制の確立、文化、芸術活動の活性化、スポーツ機会の充実などを進めるとともに、歴史・文化遺産の保存・活用などを通じて本町への誇りと愛着を醸成するなど、地域に根ざした文化が育まれたまちづくりをめざします。

また、地域全体で子ども達を育てる環境をめざし、地域とともにある学校づくりや、家庭・地域・学校との連携による健やかな成長を支える取組を進めます。

基本計画の項目	1 幼児教育・保育の推進
	2 義務教育の推進
	3 社会教育の推進
	4 文化活動の推進
	5 スポーツの推進

※あおり運転 他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うこと。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本構想

序論

基本構想

基本計画

付属資料

（６）豊かな暮らしを生み出すために

農林水産業における生産基盤の整備や保安全管理により、品質の高い農林水産物の生産性を高めるとともに、新規就業者等への支援等により、意欲ある担い手の確保を行い、環境と調和した足腰の強い農林水産業の振興に努めます。

また、自然環境や景観、特産品やイベントなど地域の特性を観光資源として活かすほか、地域に根ざしたにぎわいと活気ある商店街づくりを推進するとともに、地域内循環 ※ による経済波及効果の拡大に努めます。

さらに、地域振興に資する企業誘致や新たな起業に対する支援により雇用の拡大を図り、誰もがいきいきと働くことができる環境づくりに努めます。

基本計画の項目	1 農業振興対策の推進
	2 林業振興対策の推進
	3 水産業振興対策の推進
	4 商業振興対策の推進
	5 工業振興対策の推進
	6 観光振興対策の推進

（７）発展の基盤づくりのために

本町発展の基礎となる各種道路や橋りょうは計画的な維持管理を進めるとともに、生活・観光路線としての公共交通を確保するための施策を推進します。特に運休となっていたＪＲ日高線の廃線合意により、新たな交通体系が生まれ、既存の路線バスの運行にも大きく影響を与えることも想定されることから、最適な公共交通体系の確立に向け、各交通事業者と連携しながら、取り組んでいく必要があります。

また、情報通信分野については、都市部から離れている本町にとって産業の発展や生活の安定に欠かせない基盤ですので、関係機関とともに整備を推進します。

今後、さらに人口減少が進む状況下においても、本町と関わりのある人のつながりを維持し、多様な形で関わる関係人口を創出・拡大することにより、新しい人の流れをつくりだす施策を推進します。

基本計画の項目	1 道路環境・地域公共交通の充実
	2 地域情報化の推進
	3 土地利用の推進
	4 公共施設の有効活用の推進
	5 移住・交流の推進

※地域内循環 地域内での地域資源を積極的に活用し、資金等をなるべく地域内で経済循環させること。

基本構想

・持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

2015（平成 27）年 9 月、国連で 150 を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。本町においても、人口減少下でも、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めることとし、豊かで美しい自然環境、安全・安心な食、豊富で多様なエネルギー資源に加え、独自の歴史・文化、気候風土など、持続可能な地域づくりに向けて、SDGs の理念と合致する施策を推進していくこととします。本計画と SDGs の達成を見据えた展開の関係を視覚化するため、基本計画において、関係する SDGs の 17 の目標（ゴール）を示します。



第 3 章 まちづくりの重点的な取組方針

平成 27 年度に策定し、令和 3 年度からは新たな第 2 期目のスタートとなる「様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ※」では、人口減少問題の対応と将来に向けた成長力の確保をめざすための施策の方向を掲げています。これらについては、継続的に進めていくことが重要であることから、本計画においても同様にまちづくりの重点的な取組方針に位置付け、関連項目を横断的に進めます。

方針 1 様似町の「活力・魅力」向上

本町は昭和 30 年の 10,163 人をピークに、少子化による自然減少と転入減・転出増による社会減が重なり、年々人口は減少し続けています。人口減少は町民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題です。

※様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略 本計画を基に、人口減少問題に特化した施策・事業を示す計画。

基本構想

序論

水産業を中心とした本町の産業は、人口減少からどの分野においても慢性的な人材不足であり、資源を活かした魅力ある産業を持続・発展させていくため、担い手対策をはじめとした各種支援により、将来にわたって本町の基盤産業の維持・発展を図ります。

地域を維持・発展させるため、町民のみならず、地域外の人々との関りを創出し、様似とつなげる「関係人口」を地域の力とし、町内が活性化するよう取り組みます。

方針２ 様似町の「住みよさ」向上

本町の豊かな自然環境の中で、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が安心して暮らし、人口減少下においても心豊かに暮らし続けたいと感じてもらうため、「住みよさ」向上を推進します。

本町の特性を活かした教育・学習を継続し、地域が一体となって子どもを育て、次代を担う人づくり、子育てしやすい環境づくりを推進します。

町民のライフライン ※ として重要な上水道施設については、今後も安全・安心な給水を継続するため、施設整備も含め、経営の安定化を図ります。

安心して地域で暮らせるよう、緊急時に備えた防災体制の充実、救急体制の整備を推進します。

都市部と離れた地域でも快適に生活するため、情報通信基盤は欠かせないものです。情報通信技術が地域の課題解決の手段となるよう、基盤整備を推進し、新たな行政サービスの提供を含めた ICT ※ 利活用の施策について検討を進めます。

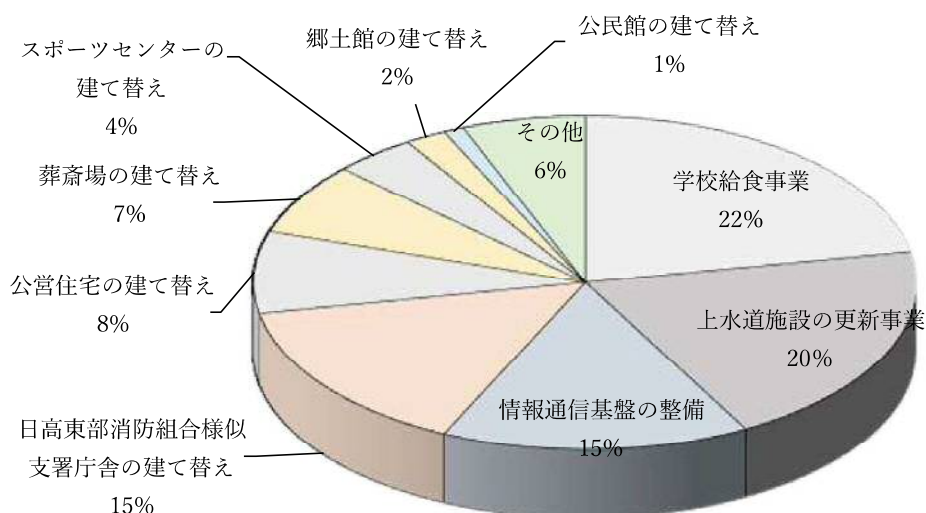
基本構想

基本計画

付属資料

◎令和元年度実施住民アンケートより

■今後実施すべき事業の中で、どの事業を優先するのが良いと思いますか。



※**ライフライン** 上下水道やエネルギー施設、道路や情報施設など生活に必須の機能や設備。

※**ICT** 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

第3部

基本計画

第1章 推進体制の確立のために

第2章 住みよい環境をつくるために

第3章 安全な生活をおくるために

第4章 健康で幸せな生活をおくるために

第5章 心豊かな人間性を養うために

第6章 豊かな暮らしを生みだすために

第7章 発展の基盤づくりのために



第3部

基本計画

推進体制の 確立のために

1. 持続可能な行財政システムの確立 ……P. 17
2. ジオパークによるまちづくりの推進 ……P. 24
3. 町民と行政による協働のまちづくり ……P. 26



基本計画

1. 持続可能な行財政システムの確立

1-1-1 健全な財政運営の推進

現状と課題

様似町では平成初期に進められた数多くの大型公共事業により財政状況は著しく悪化し、保有している公共施設の維持管理すら困難な状況に置かれ、一時は財政再建団体 ※ に指定されることも危ぶまれました。

この状況から脱出するために、「行財政運営の基本的考え方」を平成17年度から平成22年度までの6年間に期間として策定し、職員給や議員報酬の減額をはじめ、事務事業及び投資的事業の徹底的な見直しを行い、行財政改革に取り組みました。結果として地方債残高の圧縮と一定程度の基金積立を行うことができ、危機的状況から脱しましたが、その一方で財政健全化を優先したことによる施策の停滞、公共事業の縮小が地域にも大きな影響を及ぼした時期でもありました。

健全化となった平成25年度以降は、橋梁・公営住宅の長寿命化対策や小規模治山等の防災対策に取り組むとともに、長年の懸案であった様似小学校改築事業や水産物荷捌施設設置助成事業に着手したほか、東日本大震災の津波に襲われた特別養護老人ホーム移転改築事業を断行するなど、町民の生活基盤確保と産業振興に取り組みました。その一方で人口減少に伴う交付税の減少に加え、老朽化施設の維持管理や戸籍電算化、ごみ処理広域化に伴う行政経費の増、投資的事業に係る公債費の増により、平成29年度からは財政調整基金をはじめとした各種基金を取り崩して収支均衡を図っており、町財政は再び悪化の方向へ進んでいる現状です。

今後の見通しとしては、令和5年度まで公債費は高止まりする状況であることから、施策の取捨選択を図りつつ、地域経済にも十分に配慮した財政運営を進めていく必要があります。

めざす姿

○中期的に収支均衡が図られるなかで、町民のニーズに機動的に対応できる弾力性を持った財政構造を確立するため、次のことを行います。

- ・各種施設の長寿命化を進めつつ、利用度の低い施設の統廃合を行います。
- ・事務事業の見直しと効率化による経費節減を進めます。
- ・ふるさと納税 ※ などの自主財源をさらに確保します。
- ・毎年度のPDCA ※ により、常に中期的視点に立った財政計画の見直しを行います。
- ・町民理解に資するための、わかりやすい決算状況及び財政指標をまとめ公表します。

※財政再建団体 地方財政再建促進特別措置法に基づき、財政の再建（＝実質収支の赤字解消）を行う団体。

※ふるさと納税 選択した自治体へ寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度（上限あり）。さらに返礼品を貰えること等から人気がある。

※PDCA Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し・改善）の頭文字で、効果的な計画を策定し、実施し、その効果を検証し、計画を見直ししていくサイクル（周期）。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和12年度
○経常収支比率	92.1%	90.8%
○基金残高	1,298,094千円	505,343千円
○ふるさと納税	92,713千円	200,000千円

関連するSDGsの目標



表1-1 普通会計決算の推移（歳入）



歳入

単位：百万円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	4,147	4,183	4,267	6,178	5,416	4,904	5,710	5,094	4,231	4,449
その他	480	463	512	728	849	798	676	799	790	811
町債	293	393	570	1,319	1,074	763	1,658	607	367	393
国道支出金	540	486	363	1,339	794	529	613	980	436	569
地方交付税	2,399	2,407	2,391	2,375	2,286	2,390	2,339	2,228	2,191	2,210
町税	435	434	431	417	413	424	424	480	447	466

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

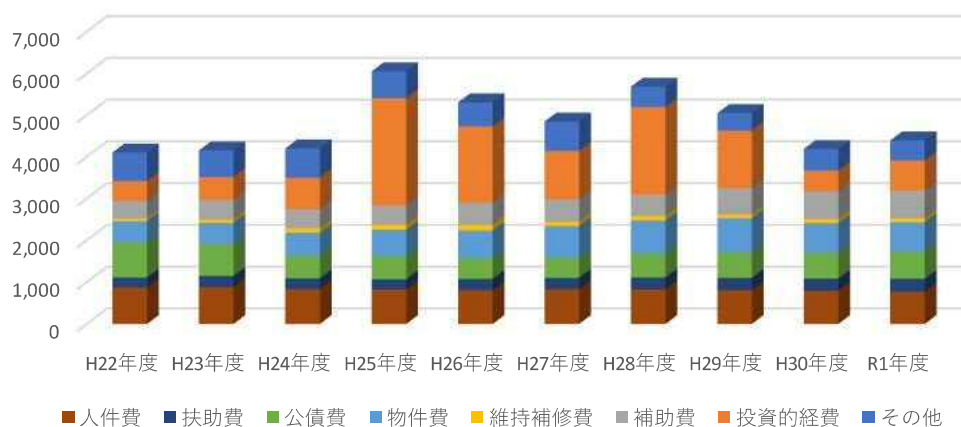
序論

基本構想

基本計画

付属資料

表1-2 普通会計決算の推移（歳出）



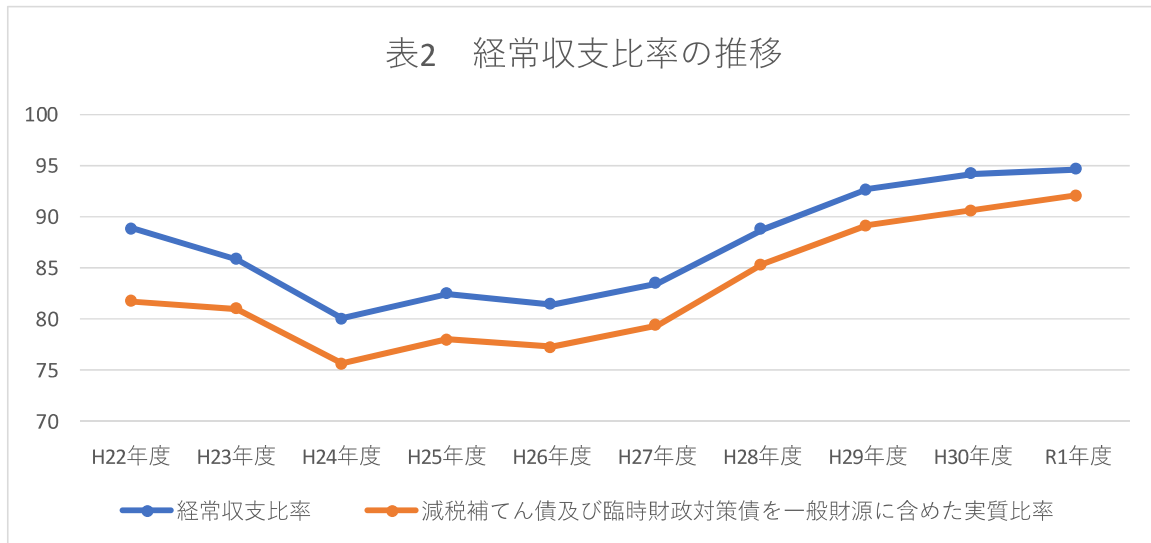
歳出

単位：百万円

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計	4,108	4,158	4,206	6,054	5,311	4,850	5,686	5,052	4,191	4,399
その他	683	636	702	643	579	706	489	420	515	486
投資的経費	476	555	752	2,574	1,825	1,155	2,098	1,377	499	711
補助費	427	461	465	461	537	541	517	634	662	674
維持補修費	61	83	104	117	130	101	102	87	98	92
物件費	503	507	541	627	667	754	781	818	712	700
公債費	844	764	548	558	491	485	585	609	615	652
扶助費	237	272	257	247	272	270	286	298	294	313
人件費	877	880	837	827	810	838	828	809	796	771

基本計画

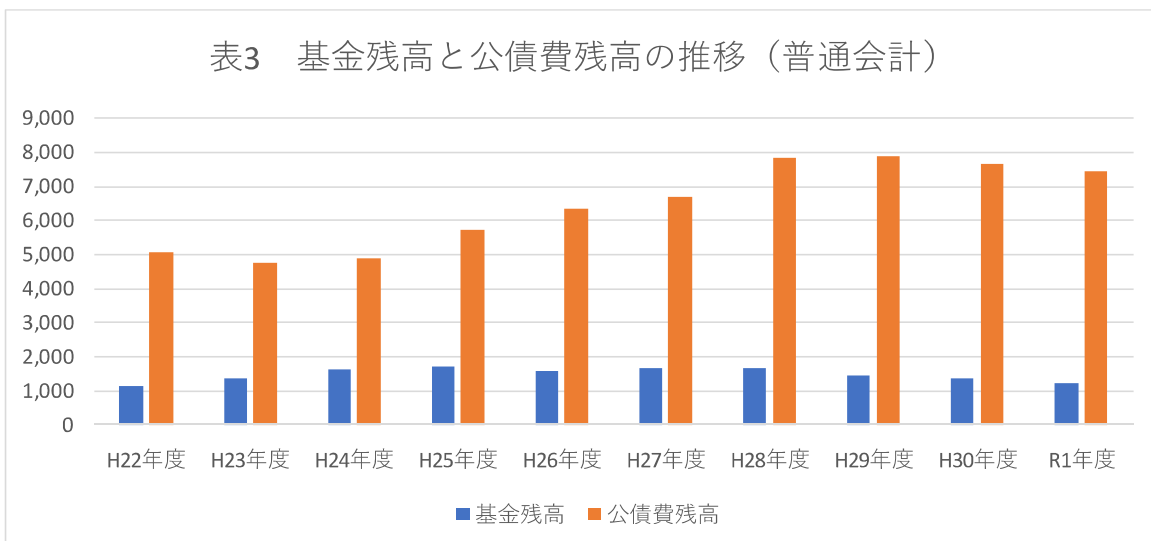
表2 経常収支比率の推移



単位：％

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収支比率	88.9	85.9	80.1	82.5	81.5	83.5	88.8	92.7	94.3	94.7
減税補てん債及び臨時財政対策債を一般財源に含めた実質比率	81.8	81.0	75.7	78.0	77.3	79.4	85.4	89.2	90.7	92.1

表3 基金残高と公債費残高の推移（普通会計）



単位：百万円

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金残高	1,130	1,343	1,624	1,698	1,562	1,684	1,663	1,432	1,379	1,225
公債費残高	5,058	4,775	4,875	5,709	6,362	6,704	7,837	7,888	7,686	7,467

基本計画

1-1-2 適切な行政運営の推進

現状と課題

【行政サービスの進化と継続性の確保】

人口の減少による少子高齢化と地域経済の縮小が加速しているなかであって、町民が求める行政サービスの需要は、複雑・多様化、高度化してきています。一方で、教育や福祉、介護、医療など住民生活上不可欠な施策はさらに充実していく必要があり、これら行政サービスを維持していくためには、町民と行政の情報の共有を図りつつ、限られた行政資源の選択と集中による改革・改善を進めていくとともに、町内の民間活力を生かしたまちづくりを推進していくことが求められています。

このため、事務事業の再評価による施策の改善と業務の効率化、職員の適正管理や有為な人材の確保、行政課題や住民ニーズに対応できる組織の構築などに取り組んでいく必要があります。

【情報通信技術（ICT）の活用】

ICTは、今やあらゆる分野に利活用され、生活になくてはならないところまできています。国は「ICT成長戦略」を描き、また、「Society 5.0 ※」を提唱し、その利活用を押し進めていますが、本町ではこのICTの効能を生かし切れていない状況にあり、町民の利便性を高めるための手段として、その活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

【地方分権の推進】

「地域でできることは地域で」という考えのもと進められてきた地方分権ですが、財源の移譲が進まないほか、依然として一極集中が止まらず、国民の一体性という価値観もあり、十分な改革が進んでいるとは言えない状況にあります。本町においては、地方分権一括法 ※ などにより、これまで17法令に基づく246の権限を受け入れてきましたが、直接町民の利便性の向上につながっているものは多いとは言えません。

めざす姿

- 人口減少などの社会経済状況の変化に柔軟に対応することで、このまちに暮らす多くの人々に適切な行政サービスを提供します。
- 働きやすい職場環境が整備されることで生産性を上げ、職員定員の減少を図ります。
- ICTの活用による町民の利便性向上を図ります。
- 町内の民間活力がまちづくりに生かされるよう取り組みます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 事務事業の再評価による施策の見直しを進めます。

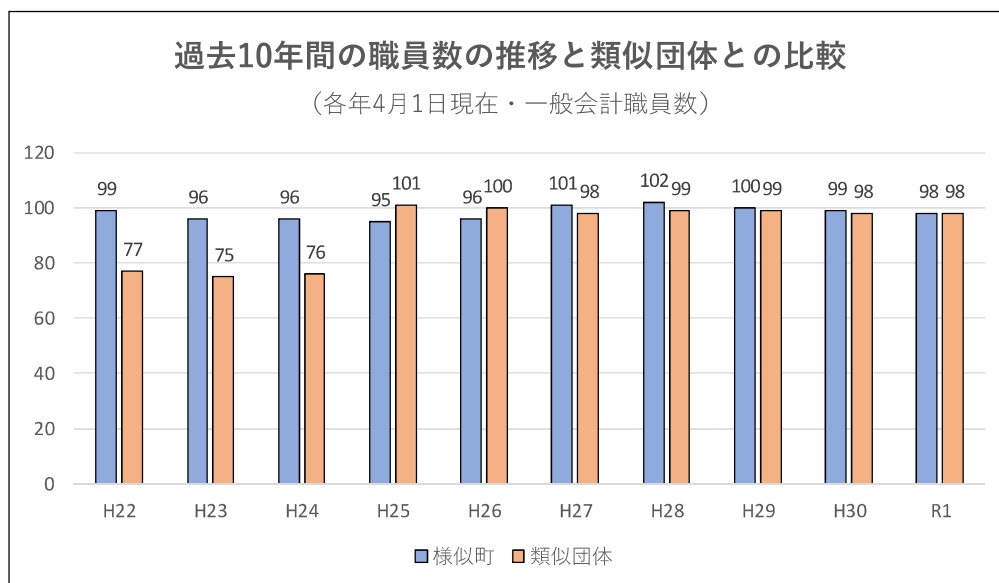
※Society5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会。

※地方分権一括法 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法などについて必要な法改正を行うことを定めた法律。

基本計画

- 目標管理の明確化や研修の実施、多様な人材の確保と登用、ワークライフバランス ※ の推進などによる組織力の強化を図ります。
- 効率的な組織とするための定員管理計画を策定します。
- ペーパーレス化 ※ に取り組むとともに、電子決裁の推進による業務の効率化を図ります。
- ＩＣＴの活用による電子申請手続きを推進します。
- 町内の民間活力を生かした指定管理者制度 ※ の活用を進めるため、指定管理者制度利用ガイドライン ※ を作成します。
- 町民の利便性が高まる権限移譲事務の受託を推進します。

関連するSDGsの目標



※「定員管理調査」より

数値は、類似団体に合わせて「一般会計」の職員数。

- ※ワークライフバランス 仕事と生活の調和。やりがいや充実感を感じながら働きつつ、家庭や地域生活においても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。
- ※ペーパーレス化 情報を紙に印刷して閲覧等をするをやめ、ＰＣ等のデジタル機器の画面表示で代替すること。
- ※指定管理者制度 住民福祉を増進するための公の施設について、民間事業者等を活用してサービス向上を図る制度。
- ※ガイドライン 指針、または規制や運用等の基準。

基本計画

1-1-3 広域行政の推進

現状と課題

様似町の令和12年度の人口は約3,000人とされており、まちづくりに必要な各種施策を進める一方で、自立性を確保しつつ人口規模に見合った形で、推進体制のスリム化も合わせて考えていかなければなりません。

現状では、し尿処理、地方税徴収、不燃ごみ処理、消防、介護認定などが広域処理されていますが、限られた財源や人員を効率的に活用するためには、さらなる広域的な行政システムの構築が必要不可欠であり、北海道及び生活圏を共有する近隣町との広域連携をさらに進めていく必要があります。

めざす姿

○自立した行財政運営のもと、広域的視点からの事務事業の共同化を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 広域連携が可能な事務事業の洗い出しを進めます。
- 北海道及び近隣町との相互協力関係を推進します。
- 北海道が進める「広域連携加速化事業 ※」へ積極的に参加します。

関連するSDGsの目標



※広域連携加速化事業 広域分散型の地域特性を持つ北海道では、地域の諸課題に対し、適切な相互補完と役割分担による広域的な連携が重要である。
人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、地域住民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、地域の実情に応じて広域連携を図るべき事項を検討し、広域連携の取組を推進するもの。

基本計画

2. ジオパークによるまちづくりの推進

1-2-1 ジオパークによるまちづくりの推進

現状と課題

本町は、「アポイ岳ジオパーク」として平成20年に日本ジオパーク、平成27年からユネスコ世界ジオパークに認定され、令和元年には4年に一度の再審査を行い再認定されました。

ジオパークは、“大地の公園”を意味し、科学的に貴重な地質遺産などを保全し、それを教育や観光に活用することで、持続的な地域社会を構築するユネスコ（国際連合教育科学文化機関）のプログラムであり、地質・自然・文化遺産の保全、教育・観光の振興など多岐にわたる施策により成り立つプログラムです。平成31年4月現在、41ヶ国147地域が認定されています。

ジオパーク活動は、本町の知名度向上につながるとともに、ふるさとジオ塾や小中学校で行われる「ふるさとアポイ学」などにより、教育分野において本町の魅力再発見につながる形で活用されています。また、ジオツアーとして本町の産業や歴史、自然等によりプログラムを盛り込んだツアーを実施しているところです。

しかし、住民アンケート結果にみられるとおり、ジオパーク活動への理解が浸透しているとは言いきれない状況です。また、今後はユネスコ世界ジオパークとして国際的活動を求められている面もあり、限られた条件のなかで、ユネスコ世界ジオパークとしてどのように活動し、情報発信をしていくか、多方面から検討していく必要があります。

めざす姿

- 関係する施策の有機的結びつきによって、町民の誇りや愛郷心の向上、滞在型観光の推進など事業推進による効果の最大化を図ります。
- 町民向けの講座やツアーを充実化し、町民のまちづくりに対する参加・協働意識の醸成を図ります。
- 地質・自然・文化遺産の活用を促進することや産業振興を図るための、研究者への支援と連携を図ります。
- ホームページの多言語化を行い、情報発信の環境整備を図ります。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

序
論

基本
構
想

基本
計
画

付
属
資
料

第9次総合計画終了時までの目標

- ユネスコ世界ジオパークネットワークでの相互交流及び4年に一度の再認定審査を通じてアポイ岳ユネスコ世界ジオパークの質の向上を図ります。
- ジオパークに対する町民理解度向上のためのプログラムを確立します。
- 情報発信のための環境を整備します。
 - ・ホームページ多言語化 3言語以上



第9回日本ジオパーク全国大会 アポイ岳（北海道様似町）大会

関連するSDGsの目標



基本計画

3. 町民と行政による協働のまちづくり

1-3-1 コミュニティ活動の推進

現状と課題

地域社会づくり活動の中心となっている自治会（町内会）は、町内に25団体が組織されています。自治会の主な活動として、住民相互の親睦活動や地域内での諸問題の解決、交通安全運動、防犯、防災、青少年の健全育成、清掃美化、住民福祉などに取り組んでいます。

しかし、自治会（町内会）活動の担い手の固定化や高齢化などによる問題も生じており、また、地域によっては過疎化による世帯数の大幅な減少や高齢者の増加など、自治会活動そのものが困難になっているところもあります。

めざす姿

- 自治会（町内会）の自主的な活動を促進するとともに、地域住民との対話による町政懇談会、毎年開催する自治会長会議など、自治会活動を通じた住民主体のまちづくりを推進します。
- 自治会運営が円滑に行われるよう、運営についての相談窓口としての役割を果たします。

第9次総合計画終了時までの目標

○まちづくりへの相互協力体制を確立し、より多くの世帯が自治会活動に参加するよう努めます。

	令和元年度	令和12年度
自治会加入率	88.1%	90%

関連するSDGsの目標



基本計画

1-3-2 男女共同参画の推進

現状と課題

様似町では、平成12年に「様似町男女共同参画条例」を制定し、啓発活動を行っておりますが、住民全体に意識の浸透が図られていない状況にあります。

男女共同参画社会の形成に関する政策の基本的な方向性は、家庭や職場、地域社会がそれぞれの場で、人権尊重、男女平等などの男女共同参画のまちづくりへの理解と環境づくりであり、引き続き住民への啓発活動が必要です。

めざす姿

○女性も男性もすべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任もわかち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 男女共同参画社会について、町民に意識が浸透するよう粘り強い啓発活動を実施します。
- まちづくりのリーダー的地位（各種委員等公職者）に、女性が占める割合が少なくとも30%になるよう、各分野の取組を推進します。

	令和元年度	令和12年度
各種委員等公職者に 女性が占める割合	23.4%	30%以上

関連するSDGsの目標



基本計画

1-3-3 情報共有体制の推進

現状と課題

本町からの情報発信として、毎月1回「広報さまに」と「広報さまにお知らせ版」を発行し、町内のほとんどの世帯へ配布するとともに、町のホームページやフェイスブックなどのSNSを活用し情報を発信しています。町民アンケートでは、回答者のほとんどが広報紙を読んでいるほか、町のホームページも4割以上が閲覧しており、今後もこれらの媒体を使って、町民にわかりやすい内容で行政情報を届けるとともに、町外に向けては効果的なPR発信をしていく必要があります。

高齢者が多い本町においては、今後においても広報紙の重要性は変わりませんが、ホームページは今後ますます利用が高まる重要なツールです。近年では高齢者や障がい者など、年齢的・身体的条件に関わらず、提供されている情報にアクセスし利用できるよう、ウェブアクセシビリティ※の確保が重要視されていますが、本町のホームページは掲載情報の充実やスマートフォン対応、ウェブアクセシビリティの確保が十分とは言えず、インターネットによる情報発信を十分に活かし切れていない状況にあります。

広聴活動としては、自治会長会議や町政懇談会などを通じ情報交換の場を設けていますが、町政懇談会の開催については減っている状況です。

情報交換の場を設け、課題を共有し、住民がまちづくりに積極的に参加できるような体制を確立する必要があります。

めざす姿

- 町内外の人が、広報紙やホームページなどから自分の欲しい情報を簡単に得ることができるとともに、行政と住民が情報交換できる体制を確立します。
- 町の魅力や特性を広く発信し、認知度やイメージの向上を図ります。
- 幅広い年齢層のかたの見やすい構成となるよう、広報紙及びホームページの充実を図り、町民の「広報さまに」や「広報さまにお知らせ版」、及びホームページの閲覧者を増加させます。

第9次総合計画終了時までの目標

- ホームページのスマートフォン対応化とウェブアクセシビリティの確保を図ります。
- 町民の、町に対する意見や要望などを聴くための体制を構築します。
- オープンデータ※の公開と内容充実を進めます。
- 各種情報閲覧率

	令和元年度	令和12年度
広報さまに	97%	100%
町ホームページ	43%	60%

関連するSDGsの目標



※ウェブアクセシビリティ 心身機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブ情報を利用できること。
 ※オープンデータ 地方公共団体等が保有するデータを、インターネット等により、誰もが利用できるよう公開すること。

第3部

基本計画

住みよい環境を つくるために

1. まちなみの整備 ……P. 29
2. 自然の保全 ……P. 34
3. 上下水道の整備 ……P. 36
4. 衛生対策の推進 ……P. 38



基本計画

1. まちなみの整備

2-1-1 住環境の整備

現状と課題

人口の減少や高齢化社会の到来など、社会構造の転換期を迎えているなかで、居住環境へのニーズが多様化しています。

本町の住宅建設は、低迷が続く経済状況のなか、個人住宅などの建設が進みにくい状況となっています。公営住宅は、子育て世帯・高齢者世帯等のセーフティーネット ※ を担っているものの、依然として老朽化し狭隘な住宅が存在しているため、改修時期を迎える住宅を含め、集約化を念頭に計画的な整備が求められています。

今後は、社会情勢の変化や少子高齢化の進展、人口減少などを視野に入れた住宅需要の把握に努め、良質で快適な住環境の確保と供給を行うとともに、公営住宅の維持管理に要する経費の削減が必要となっています。

めざす姿

- 住宅新築リフォーム等支援補助金制度により、個人住宅の新築及び増改築などの促進を図り、住環境の向上と快適な暮らしができるように支援します。
- 公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画 ※」に基づきながら、需要にあわせた計画的な整備及び供給を図り、高気密・高断熱・高耐久の住宅整備による環境負荷の軽減を推進するとともに、民間事業者との連携を検討しながら適正に維持管理します。
- 住宅に関する相談に積極的に応じ、住民の良質な住まいづくりを支援します。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり整備を推進します。

年 度	整 備 内 容	
令和3年度 ～ 令和12年度	公営住宅建替事業	栄町団地、旭団地
	公営住宅長寿命化型改善事業	大通第1団地、錦町団地、港町団地
	公営住宅維持管理事業	大通第1団地、鵜苫第1団地
	住宅新築リフォーム等支援事業	個人住宅の新築及び増改築等の促進

※セーフティーネット 社会保障を含む安全網。
 ※公営住宅等長寿命化計画 公営住宅等における
 長期にわたる効率的な維持管理や、改善・建替
 等の関連事業に関する計画。

関連するSDGsの目標



基本計画

2-1-2 公園の整備

現状と課題

山と海の自然に恵まれた本町は、アポイ岳の玄関口となっている「アポイ山麓自然公園」と海水浴を楽しめる「親子岩ふれあいビーチ」、散策コースとなっている「観音山公園」や「エンルム岬公園」など、多くの町民や観光客の憩いの場となっています。

アポイ山麓自然公園は、アポイ岳ジオパークビジターセンターとともにアポイ岳の玄関口として、遊具やキャンプ場を備え、隣接するパークゴルフ場や樹木園など、一体となって整備しています。

観音山公園やエンルム岬公園は、ジオサイト ※ やフットパス ※ コースとして整備・保全され、観光スポットとしても重要な施設となっています。

このほかにも、幌満自然公園やソビラ公園、かもめ公園をはじめ、ふれあい広場や、北海道から委託されている様似ダムなど、多くの施設が点在しています。

利用者の増加や満足度を高めるためには、各施設を観光スポットとして結びつけるほか、周辺施設を含めた設備や備品を整備し、人気設備の更新や拡大・導入が必要となっています。

さらに、施設ごとや設置目的別など一体（一元）管理、または委託による効率的な運営を図り、有料利用者の利便性向上をめざす必要があります。

めざす姿

- 恵まれた自然を観光資源として生かすため、公園をはじめとした観光スポットや散策コース等の情報発信をしていきます。
- アポイ岳ジオパークビジターセンターやアポイ登山とタイアップし、家族で楽しめるアポイ山麓ファミリーパーク周辺の整備を進めていきます。
- 親子岩ふれあいビーチ・キャンプ場に人を呼び込む方策を検討するとともに、観音山公園の保全やPR活動を推進し、一体的な誘致をめざします。
- その他の公園を含めて、効率的な管理・運営と適正な人員配置など施設管理のあり方を検討し整理します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 常に多くの方が使いやすい管理・運営を通して、住民がこのまちに住みやすさを感じる機会が増えるようにします。
- 主に町外の方が、公園間の行き来きをしやすいように、主な施設に公園間の紹介などを設置します。

※ジオサイト ジオパークの大地のなりたちがわかる見どころ。

※フットパス イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径（こみち）のこと。

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

2-1-3 景観の保全

現状と課題

本町にはアポイ岳や親子岩、幌満峡など他に誇れる美しい自然景観が数多く存在しています。

本町では、様似町民憲章の具現化のため、町内を花で飾るために活動を行う団体や清掃活動を行う団体があり、活動への支援のほか、美しい景観を守り、つくり、育てるため「ふるさと様似の景観づくり条例」を制定し、景観の保護に努めてきました。一方で、道路沿いの施設の老朽化や国道沿いの雑草、ごみの放棄や空き家の増加により、町の美化及び風景の保全に支障が生じている状況にあります。

めざす姿

- 景観は、その土地の自然や歴史、風土によって長い年月をかけて形成されていくものです。さまざまな施策を通じて啓発することにより、住民が「景観の素晴らしさ」を意識しながら過ごしていけるようなまちづくりを推進します。
- ユネスコ世界ジオパークとして、来訪者に自然景観の素晴らしさを感じて貰えるよう、国道や道道、町道周辺、建物や各種看板などの景観保全を関係機関と連携して進めます。
- 本町の美しい自然景観を、町内外へPRできるような施策を推進します。
- 不法投棄等をなくすことによる、きれいなまちづくりのための「ゴミゼロのまち」をめざします。
- 様似町が誇れる景観を今後も保全していくため、新たな人工構造物などの整備に関し、風景を損ねないよう助言などを行い、景観の保全に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 本町の美しい自然景観を町内外にPRしていきます。
- 誰もがきれいなまちと実感できるよう、町民との協働により雑草駆除、ごみ管理、建物・看板等の適正な維持管理を図ります。
- 景観に影響する空き家等についての対策を継続して行います。

関連するSDGsの目標



基本計画

2-1-4 空き家対策の推進

現状と課題

過疎化、少子高齢化が加速するなかで、空き家の増加が、都市部・地方を問わず深刻な問題となっており、本町においても、例外ではありません。

現在、本町の空き家戸数は、約160戸余りありますが、その約20%は利用不可能な空き家で、老朽化した空き家が放置されることにより、本町の美しい景観が損なわれるとともに、倒壊の危険や犯罪、火災の誘発など、地域の生活環境に悪影響を及ぼし、重大な懸案事項となっており、危険な空き家の除却は緊急の課題となっています。

このような現状を踏まえ、本町では地域の生活環境の保全と町民が安全で安心できる暮らしの実現を図ることを目的として、空き家所有者による自主的撤去を促すことを基本とする「様似町空き家等の適正管理に関する条例」を平成25年9月に制定し、緊急性のある2カ所4棟の建物を行政代執行により解体を進めてきました。

国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が整備され、本格的に空き家対策が推進されており、本町も条例を廃止し、国の制度に併せて「様似町空家等対策計画」を策定するなかで取組を始めています。

また、入居可能と思われる空き家は約80%あり、その有効活用を図るため空き家・空き地バンク※制度を立ち上げ、空き家の再利用の推進と移住・定住対策の住資源としての利活用を図るための対策が課題となっています。

めざす姿

- 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、また、景観上支障となっている空き家の除却を進めるため、法に基づき「特定空家等※」と判断された空き家については所有者に勧告等を進めます。
- 空き家・空き地情報の可視化を図るため、所在地の実態を把握するとともに「空き家・空き地バンク」としてデータベース管理を進めます。
- 空き家の利活用や移住・定住対策の受け皿として、「空き家・空き地バンク」のPRや充実に努めることで登録数や再利用数が増加し、利活用されることで空き家を減少させていきます。

※空き家・空き地バンク 自治体や民間団体が賃貸や売却を希望する空き家物件の間取りや築年数、空き地の面積や形状、写真、価格などの情報を集約して自治体のホームページなどで公開し、利用希望者を募り、賃貸や購入の申し込みがあれば、自治体や民間団体などのバンク運営側が所有者と希望者双方に連絡し、両方で契約交渉する仕組み。

※特定空家等 ①建築物等が保安上危険となるおそれがある状態。
 ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態。
 ③適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。
 ④その他周辺の生活環境保全のために、放置することが著しく不適切である状態。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

○空き家戸数

平成28年度調査時	9次計画終了時
166戸	180戸

空き家の分布

地区名	鵜苫	西町 西様似	本町	栄町 大通	錦町 緑町	岡田 田代	平宇 冬島	幌満 旭	計
空き家数	19	17	31	37	19	19	13	11	166

○空き家・空き地バンク登録数と再利用数

	平成30年度～令和元年度	令和3年度～12年度
延登録数	15件	45件
再利用数	10件	30件



関連するSDGsの目標



基本計画

2. 自然の保全

2-2-1 自然環境の保全

現状と課題

アポイ岳高山植物群落は、かんらん岩の土壌や海洋性気候の影響を受け、ヒダカソウなどの固有種を含む独特な植物群を形成しています。この植物群落は、昭和27年に国の特別天然記念物の指定を受けました。

しかしながら、今のアポイ岳高山植物の生育状況は、過去の大量盗掘、地球温暖化の影響と思われる植生遷移やエゾシカの食害などの要因により、国の特別天然記念物に指定された当時の状況と比べ、個体数の減少が進んでいます。

このような背景もあり、アポイ岳ファンクラブ※は定期的に盗掘防止パトロールやキャンペーン活動、また環境教育の一環として、地元中学生が家庭で種から育てた苗を植栽する「アポイドリームプロジェクト」など、町民主導によるアポイ岳の保全活動が続けられています。

本町としても、アポイ岳周辺山域の高山植物の保全を進めるため、学識経験者による科学的な知見から保全策を検討する組織「アポイ環境科学委員会※」を平成27年に発足しました。また、国の補助事業を活用しながら、高山植物減少の要因と考えられる問題について事業化し、各種試験調査や研究によるデータ分析の蓄積を目的とした取組を進めています。

今後、これらの調査研究で得られた知見に基づき、アポイ岳を中心とした貴重な自然を持続的に保全再生していくための指針となる基本計画策定や、保全再生事業を実行するため、町民・研究者・行政が三位一体となった組織体制の強化が必要です。

めざす姿

- アポイ岳の豊かな自然を持続的に保全再生していくうえでの指針となる目標を定めます。
- 町民・研究者・行政機関などが連携協力し、アポイ岳の保全再生事業を推進します。
- 日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の動向に注視しながら、包括的に保全再生事業を展開するため、国が策定する公園計画（生態系維持回復計画）について関係機関と協議します。
- 学習会やSNSなどを活用し、アポイ岳の自然の魅力をはじめ、アポイ岳の現状や保全活動などについて町内外向けに情報発信をします。
- 自然に配慮し、登山者らにアポイ岳周辺を快適に利用してもらうため、登山道などの環境整備をします。

※アポイ岳ファンクラブ 「アポイを愛し、アポイがいつまでもアポイであり続けるために」をスローガンとし、各種調査、研究などの活動をしている民間団体で、平成9年9月に発足した。

※アポイ環境科学委員会 アポイ岳保全の核心地域である特別天然記念物指定区域における現況把握、各種試験による再生手法の検証、再生事業の展開を科学的に検討するため、平成27年10月に設置。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

序論

基本構想

基本計画

付属資料

第9次総合計画終了時までの目標

- アポイ岳自然環境保全再生基本計画（仮称）、アクションプラン ※ を策定します。
- アポイ岳自然環境保全対策会議（仮称）を設立します。
- 半永久的なトイレブースを設置します。
- 自然環境教育プログラムを確立します。



ヒメチャマダラセセリとアポイアズマギク



アポイドリームプロジェクト

関連するSDGsの目標



※アクションプラン アポイ岳自然環境保全再生基本計画（仮称）に基づく、行動計画、行動指針。

基本計画

3. 上下水道の整備

2-3-1 上水道の整備

現状と課題

本町の水道事業は、昭和27年の創設から68年、高度経済成長や生活水準の向上などを背景に普及率も100%近くにまで達し、地域住民に安定した給水を続けています。しかし、時間の経過とともに水道を取り巻く環境も大きく変化し、浄水場施設の老朽化や配水管の耐用年数到達が進み、一方では人口の減少にも歯止めがかからず、将来に向けて経営の転換点に差し掛かっています。

給水人口の減少等による収益減少が見込まれるなかで、水道事業を将来に向けて持続していくには、水道技術を活かした施設の維持管理や経営戦略等により経営の安定化を図り、施設の老朽化対策や重要管路の耐震化及び今後の更新事業を短期的かつ長期的な観点から検討していかなければなりません。

めざす姿

- コスト削減などにより、経営改善を図ります。
- 修繕や更新は、施設や設備の耐用年数・機能劣化の状況を見ながら適切に行い、安定的な給水を図ります。
- 未給水地域の自家用水道施設に係る助言を行い、必要に応じて水質検査を実施します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 浄水場の処理機能を補強・更新します。
- 導水管を更新します。
- 管路更新計画を策定し、配水管を更新します。
- 水道技術者を確保・育成します。

関連するSDGsの目標



基本計画

2-3-2 下水道の整備

現状と課題

本町の下水道事業は平成5年度に事業着手、平成11年3月に供用を開始し、以後、積極的に施設整備を進め、令和2年3月の下水道処理人口普及率75.7%、水洗化率※89.1%、管路総延長37km、終末処理場・ポンプ場7か所を稼働させ下水道事業を進めています。

供用開始以来、汚水処理・水環境・浸水対策については、大きな問題もなく適切に事業を進めておりますが、今後の課題は、施設老朽化に伴う改築更新費用の増加、人口減少による使用料収入の減少、経営健全化対策、下水道技術者の確保などさまざまな問題を抱えている現状にあります。

めざす姿

- 将来的にわたって、持続可能な下水道事業をめざします。
- 下水道事業の経営健全化に向けた取組を推進します。
- 下水道施設の老朽化対策・計画的な改築・更新を実施します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ストックマネジメント※を策定し、効果的に対策をします。
- 資産の適正な維持管理と経営状況の正確な把握をします。
- 下水道技術者の確保・育成をします。

関連するSDGsの目標



※水洗化率 処理区域内人口に占める水洗化を行った人口の割合。

※ストックマネジメント 施設管理を最適化するため、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けて施設の点検・調査、修繕・改修を実施するための計画。

基本計画

4. 衛生対策の推進

2-4-1 適正な廃棄物処理の推進

現状と課題

一般廃棄物については、平成9年度からクリーンセンターにおいて処理をしています。最終処分場（埋立処分場）は、平成23年度に供用終了の予定でしたが、人口減少によるごみ排出量の減少、プラスチック類の焼却に伴っての埋立量の減少及びえりも町との最終処分場の広域化により今後10年程度の供用が可能です。焼却施設については、平成25年度よりプラスチック類の焼却開始に伴い、稼働日数が190日前後と増加しています。稼働日数の増加による摩耗、老朽化などのため各種設備の補修や更新が必要となっています。

また、ごみボックスについても老朽化による更新を計画的に進めていますが、今後も更新を進めていく必要があります。

リサイクルについては、現在行っている品目のリサイクル体制を維持するとともに、新たな品目の追加について検討する必要があります。

めざす姿

- 一般廃棄物については、人口の減少により総排出量は減少していますが、今後のごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、住民、事業者の排出抑制、再利用・再生利用を意識した取組を促進し、一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、クリーンセンターで適正処理を行うための施設機能の維持向上を図り、環境に負荷をかけない処理体制を確立することにより快適な生活環境づくりをめざします。
- リサイクルについては、現在行っている品目以外の容器包装プラスチックなどのリサイクルについて検討を進めます。
- 収集運搬の方式や処理体制については、町民の意識の変化等に対応して最適な方策を検討します。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和12年度
○一人一日当り 一般廃棄物排出量	952 g	810 g
○一般廃棄物 総排出量	1,476 t	887 t
○リサイクル率	25%	30%

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

2-4-2 公衆衛生対策の推進

現状と課題

本町では、快適で衛生的な環境を維持するため、各種公衆衛生対策を推進していますが、現在、課題としてあるのは、主に墓地・葬斎場、し尿処理及び畜犬の管理関係についてです。

墓地・葬斎場については、町内に10カ所ある共同墓地のうち、道路、給水施設等が未整備となっている地区があるため、整備が必要となっています。また、様似共同墓地については、近年、人口減少とともに新規に墓石を建立するカタが減少するとともに、近年の傾向として改葬※する遺族も多く見られ、合葬墓※を望む声も多くなっています。

葬斎場については、施設の老朽化が進んでいることから計画的に施設整備を進める必要があります。また、施設の更新について、広域的な観点での検討が必要となってきました。

し尿処理施設については、日高東部衛生組合※を組織して共同処理を行っていますが、施設の老朽化が進んでおり、東部3町でMICS事業※（汚水処理施設共同整備事業）方式により令和4年に供用開始をめざして事業が進められています。

畜犬管理については、散歩時における糞尿の処理をしない飼い主も少なくなく、その啓発と指導に努める必要があります。

めざす姿

- 墓地の公衆衛生環境の向上及びより使用しやすい環境の整備に努めます。
- 葬斎場は、使用時に不具合が生じないよう計画的な施設整備に努めるとともに、常に施設内の衛生管理及び清掃美化を図ります。
- 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、住民の快適で衛生的な生活を確保します。また、し尿処理については、MICS事業方式での処理を進め、より効率的で効果的な事業運営を推進します。
- 畜犬の登録、狂犬病予防注射及び野犬掃討については、より確実な実施を図り、住民生活の安全安心の確保に努めるとともに、畜犬の飼い方などについて、より指導を徹底し、飼い主のマナーの向上を図ります。
- 行政と地域住民が連携して公害の監視に努めるとともに、法令等の遵守について、事業所等への指導強化を図り、安全で安心して暮らせる生活環境を確保します。

※改葬 一度埋葬した遺骨や墓石などを他の墓（外墓や納骨堂）に移すこと。

※合葬墓 家族単位ではなく、広く共同に利用する墓。骨壺単位で収納する場合や、骨壺単位でない場合もある。

※日高東部衛生組合 浦河町、えりも町と本町の3町で組織されており、し尿の汲取り及び処理事業と事務を行っている。

※MICS事業 下水道事業を実施する地域において、農業・漁業集落排水事業（本町は未実施）などの汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同で利用することで効率化が図られ、その施設の整備を下水道事業で行う制度。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

- 墓地については、駐車場、道路、給水施設等の整備をはじめとした環境整備を図ります。また、近年人口減少とともに要望が出てきている合葬墓の検討を進めます。
- 葬斎場施設の計画的な整備改修に努め、安心できる施設運営を進めます。
- 葬斎場のあり方について、新築や広域化など人口減少を考慮した検討を進めます。
- 公共下水道区域以外の環境改善のため、引き続き浄化槽設置整備事業補助金（年間 5人槽2基・6～7人槽2基）を交付します。
- 畜犬の糞尿の後始末に係る啓発用看板を公園及び散歩道などへ設置します。
- M I C S事業（汚水処理施設共同整備事業）方式による、し尿処理施設の整備を行うとともにより効率的で効果的な事業運営を推進します。



様似町葬斎場

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

第3部

基本計画

安全な生活をおくするために

1. 防災体制の整備P. 41
2. 交通安全と防犯対策の推進P. 43
3. 消防・救急体制の整備P. 45
4. 国土保全対策の推進P. 49



基本計画

序
論基本
構
想基本
計
画付
属
資
料

1. 防災体制の整備

3-1-1 防災体制の整備

現状と課題

本町は地理地形上、津波や洪水、落石などの自然災害が発生しやすい地域にあります。

このため、災害発生箇所及び予想箇所を把握するなかで、危険箇所については、河川改修や海岸保全対策、治山事業などを関係機関と連携し推進するとともに、災害種別に応じたハザードマップ ※ を作成し全世帯に配布するなど、住民の防災意識の向上を図ってきました。

また、災害情報をより迅速かつ確実に住民へ周知するため、防災無線の屋外スピーカーの増設や一部地域への戸別受信機の設置を行うとともに、役場庁舎や避難所となる公共施設などに食料や飲料水などの備蓄を進めるなど、いざという時の備えを整えてきました。

一方、近年は、気候変動による豪雨など全国各地で大規模な自然災害が頻発しているほか、北海道太平洋沿岸地域の脅威となっている日本海溝及び千島海溝を震源とする大規模地震やそれに伴う津波などの危険性も切迫しているとされており、さらなる防災意識の向上や自主防災組織・情報伝達体制の充実、避難場所の整備及び備蓄体制の強化を図っていく必要があります。

災害の発生時においては、高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を要する人の安心・安全を守るため、必要な情報を精査し、緊急時や各種災害時に備えた支援体制の整備が必要です。

めざす姿

- 住民一人ひとりが自然災害の発生リスクを理解するとともに、災害の種類・状況に応じて適切な行動をとるなど、いざという時の備えと心構えができるよう、啓発等を推進します。
- 関係機関や事業所、町民らの官民協働により、地域の防災力向上を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を図るため、講演会や出前講座、防災訓練などの防災事業を実施します。
- 自主防災組織の拡充や災害時の自主活動について各自治会と協議し、その結成・活動を促進します。
- 防災備品や食糧、飲料水のさらなる備蓄を進めるとともに、住民に対しても災害時のための備蓄の必要性を啓発します。

※ハザードマップ ある災害に対して、その地域がどの程度の被害となるか予測し、地図上に示したもの。

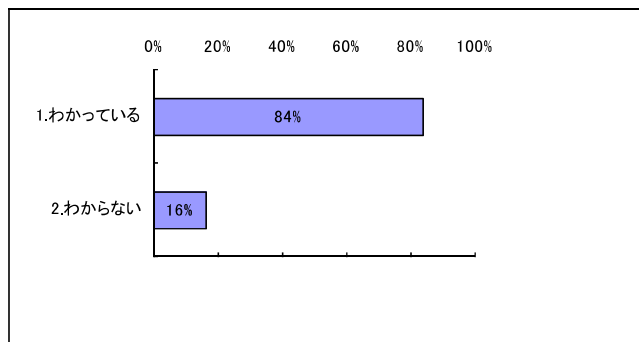
基本計画

- 防災行政無線移動系のデジタル化や各世帯への戸別受信機の設置を行い、災害時の情報伝達体制のさらなる拡充を進めます。
- 避難行動要支援者名簿 ※ を逐次更新し、自ら避難することが困難な高齢者などの現状を把握します。

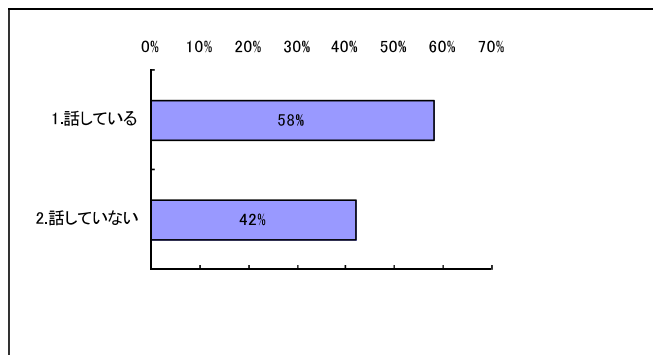
関連するSDGsの目標



- あなたは、近くの津波等一時避難場所や避難所がどこかわかっていますか。
(※令和元年度実施 住民アンケートより)



- あなたは、災害が発生した際に家族が集まる場所などを話していますか。
(※令和元年度実施 住民アンケートより)



※避難行動要支援者名簿 大地震等の災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿。

基本計画

2. 交通安全と防犯対策の推進

3-2-1 交通安全対策の推進

現状と課題

本町における交通事情は、公共交通機関が縮小傾向にあることから、自家用車への依存度が非常に高くなっています。しかしながら、町民への交通安全思想が徐々に浸透し、加えて道路や交通安全施設等の整備が年々進んでいることから、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。

町では、様似町交通安全条例に基づく様似町交通安全計画を作成し、国、北海道の施策と並行して各関係機関の協力を得ながら、交通安全対策を積極的に推進していますが、さらに車両の円滑な運行と歩行者の交通安全を確保するためには、交通安全施設の整備をはじめ、高齢者や児童生徒への交通安全教育と思想の普及や高齢運転者への免許自主返納の取組の促進を図るなど、交通安全対策を総合的に推進する必要があります。

めざす姿

- 様似町交通安全条例の「人命尊重の基本理念」に基づき、町民自らが交通安全に関わり責務を果たせるよう町をはじめ関係機関、団体、事業所、学校及び地域と連携し、交通安全教育の充実や交通安全運動を積極的に進め、交通事故のない安全・安心で住みよいまちづくりをめざします。
- 交通安全施設の整備について、国道、道道に係るものは関係機関に要請していくとともに、町道については計画的に整備を進め、道路交通環境の向上を促進し、特に冬期間の安全で円滑な交通の確保を図ります。
- 国及び北海道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関等との連携を図りながら、高齢者や児童生徒への交通安全教育と思想の普及や地域公共交通の確保を図るなかで高齢運転者への免許自主返納の取組を促進するなど交通安全対策を総合的に推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

交通事故死ゼロの日 最高到達記録日数	平成21年時点 1,887日
令和2年4月1日時点	124日
令和3年4月12日	500日
令和4年8月25日	1,000日
令和12年度	4,140日（令和13年3月31日）

基本計画

3-2-2 防犯対策の推進

現状と課題

本町における刑法犯罪の発生件数は、平成29年に17件の発生がみられましたが、ここ10年間の発生件数は年間10件で減少傾向にあります。

全国的に犯罪は減少している一方で、その手口が巧妙化・多様化しており、被害に遭うかたが未だに後を絶たない状況から、本町における被害の発生が懸念されるところです。

このような状況下において、本町では「様似町安全で住みよいまちづくり条例」及び「様似町暴力団排除条例」を制定し、犯罪等の抑止のため防犯協会が中心となってさまざまな防犯及び啓発活動を展開しているところですが、町とこれら団体・関係機関とが緊密な連携・協調を図り、また、町民への協力体制を呼び掛けるなかで、「犯罪のない安全で明るい地域づくり」を実現するため、町民の防犯意識を高め、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに努めるなど、町民が一丸となって積極的に防犯活動を推進する必要があります。

めざす姿

- 防犯協会をはじめ、町、関係機関・団体、事業者、そして町民が一体となって防犯及び啓発活動に積極的に取り組み、公共施設のほか通学路等における防犯カメラの設置及び設置場所の検討を進め、犯罪に強いまちづくりを実現します。
- 犯罪被害者などに対しては、国及び北海道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関と連携を密にして、経済的・精神的負担などの緩和を図るとともに、地域ぐるみで支え合う支援体制の充実を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施します。(月4回)
- 安全で明るいまちづくりのためのLED街灯を整備します。
- 防犯カメラを設置します。

関連するSDGsの目標



基本計画

3. 消防・救急体制の整備

3-3-1 消防体制の充実

現状と課題

近年の災害は大規模・複雑化・多様化の傾向を呈しており、それらの災害に対応するため本町の消防体制を強化していく必要があります。

昭和40年に建設された消防庁舎にあっては築55年を経過し、車庫は依然として消防車両等の大型化などから狭隘化が顕著であり、事務室・仮眠室・会議室は職員増に伴い手狭な状況になっています。

また、水槽付消防ポンプ自動車は23年、救助資機材は28年経過しており性能低下により現場活動時に支障が生じるおそれがあります。

さらには、地域防災の担い手となる消防団員は新入団員の加入はありますが、少子化や若者の町外転出、また消防団員の高齢化に伴う退団により120人の定員に対し実員90人を切る状態が続いています。

めざす姿

○災害時の拠点として対応するため新庁舎の移転建築を進め、町民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

○老朽化した消防車両、救助資機材等を更新します。

○ポスターの掲示や町ホームページを活用し消防団員数80人以上の維持を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○新庁舎の移転改築に向けて検討を進めます。

○消防車両の更新

年 度	車 両 名
令和3年度	水槽付消防ポンプ自動車
令和4年度	指 令 車
令和8年度	消防ポンプ自動車
令和9年度	水槽付消防ポンプ自動車
〃	作 業 車

○消防団員数

	令和元年度	令和12年度
団員数	83人	85人

関連するSDGsの目標



基本計画

3-3-2 予防体制の推進

現状と課題

本町の火災発生件数は毎年数件発生しており、依然として火災がなくなることはなく「火災ゼロ」さらには「焼死者ゼロ」に向けた取組を継続的に推進する必要があります。

全国的にみても特に住宅火災による焼死者が多いことから、平成23年に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、全世帯の設置に向け指導してきましたが、未だ約2割の世帯が未設置となっています。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物や危険物施設等の消防用設備について適切な維持・管理を法令に基づき指導していますが、不備を指摘される防火対象物等がなくなる状況にあります。

今後の社会情勢に鑑み、加速する高齢化社会が予想されることから増加する災害弱者を災害から守る体制を強化する一方で、幼少児に対し早期から火災予防に関心を持たせ、防災教育の充実を図ると同時に町民一人ひとりが防災意識を高める必要があります。

めざす姿

- 火災発生ゼロのまちをめざし、すでに設置が義務化されている住宅用火災警報器の維持管理について注意喚起を行うとともに、さらなる設置及び経年による交換を推進します。
- 幼年消防クラブを通じて防火啓発パレードや防火アトラクション等を実施することにより、幼少時より楽しみながら防火・消防に関心が持てるよう推進します。
- 独居高齢者宅の防火査察を女性消防団員とともに実施することで、独居高齢者の不安解消に努め、採暖期の暖房器具等の取り扱いに十分注意するよう啓発します。
- 消防用設備等の不備を指導されている防火対象物や危険物施設等においては、根気強く改善指導し、重大違反対象物については公表制度を活用し町ホームページに掲載して是正を図り、町民が安心して利用できる施設となるよう努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

○住宅用火災警報器の設置率

	令和元年度	令和12年度
設置率	82%	87%

○違反防火対象物数

	令和元年度	令和12年度
違反件数	44件	25件

基本計画

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

火災の発生件数と損害額（過去5年分）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
火災件数	1	1	1	4	1
損害額	384	1,583	179	10,121	2,823

損害額単位：千円



消防訓練大会



避難訓練

基本計画

3-3-3 救急体制の推進

現状と課題

本町では高規格救急車 ※ 2 台（平成 24 年製、平成 14 年製予備救急車）を配備し、救急要請に対し近隣の医療機関へ搬送していますが、重篤な脳疾患や心疾患、交通事故等による重症患者は管内の医療機関では対応できないため、道央圏の高度な治療が可能である医療機関への搬送を必要とすることから、ドクターヘリ ※ 等の出動を要請しています。そのため、救急隊員においては現場での的確な対応が求められ、今後も各種講習会や事例検討会に参加し幅広い知識や技術を習得する必要があります。

町民への応急手当の普及を図ることを目的として、普通救命講習会（3 時間）を開催していますが、長時間での講習でもあり受講者が少ない現状にあります。

めざす姿

- 老朽化した高規格救急車と資器材の更新を図り、現在の高規格救急車を予備救急車に配置転換し、多様化する救急要請に対応できるようにします。
- 重篤な患者をドクターヘリ等で搬送することにより、高度で専門的な治療が早期に開始可能となるため、救急隊員を各種講習会、事例検討会等に参加させることにより専門的な知識の習得を図り、現場での的確な対応に生かせるようにします。
- 自治会や各事業所に 1 時間程度の救急講習の受講を呼びかけ、応急手当に対する理解の向上を図り段階的に住民が自信をもって応急手当ができるようになる普通救命講習会（3 時間）を開催します。

第 9 次総合計画終了時までの目標

○高規格救急車の更新

年 度	車 両 名
令和 4 年度	高規格救急車

○普通救命講習受講者数

	令和 元年度	令和 12 年度
受講者数	39 人	50 人

関連する SDGs の目標



※高規格救急車 救急救命士が同乗し、高度な救急救命措置ができるよう高度救命機材を設備した救急自動車のこと。
 ※ドクターヘリ 救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプターのこと。

基本計画

4. 国土保全対策の推進

3-4-1 河川・海岸保全対策の推進

現状と課題

本町にある河川については未改修となっているものも多く、集中豪雨や台風などの際には急激な増水に伴う土砂の流出や河川の決壊が懸念されています。

また、海岸の大部分が潮位の変動などにより浸食傾向にあるとともに、護岸や消波ブロックなどの海岸保全施設も老朽化しているため、高波や高潮の際には越波被害の脅威にさらされています。

これらの状況から地域住民の生命と財産を守るため、河川や海岸保全施設を整備する必要があります。

めざす姿

- 自然災害から地域住民の生命と財産を守るため、関係機関に要望し河川や海岸の整備を促進します。
- 災害に強く、安全な河川環境を構築するため、本町が管理する準用河川 ※ と普通河川 ※ の整備を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を進めます。

区分	年度	整 備 内 容	
河川	令和3~12年度	準用河川・普通河川改修事業(町管理)	護岸工整備 9箇所
		様似川環境整備事業(北海道管理)	河川浚渫 L=8,000m A=560,000 m ³
		海辺川護岸整備事業(北海道管理)	護岸工整備(両岸) L=210m
		幌満川堤防整備事業(北海道管理)	築堤整備 L=500m
海岸	令和3~12年度	様似海岸鶴苔地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=180m
		様似海岸大通地区局部改良事業	消波工嵩上 L=990m
		様似海岸平宇地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=350m、護岸工改修 1箇所
		様似海岸冬島地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=135m
		様似海岸幌満地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=400m 離岸堤 L=238m
		様似海岸旭地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=450m

※準用河川 町が管理する河川で、河川法の適用を受けることができる河川。

※普通河川 町が管理し河川法が適用されない河川のうち、流域面積が2k㎡以上で、河川機能を保持させる必要がある河川。

関連するSDGsの目標



基本計画

3-4-2 地すべり・治山対策の推進

現状と課題

本町の地すべり防止区域は、本町地区(昭和39年建設省)、西平宇地区(昭和39年農林水産省)、平宇地区の一部(昭和63年建設省)が指定され地すべり防止施設の整備が行われてきましたが、施設の老朽化が進んでいることから、今後も地すべり状況を的確に監視する必要があります。

また、本町は森林面積が広く、地理的状況からも山地に起因する災害発生のおそれがあるため、町民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するうえで、治山事業は重要な役割を担っています。保安林を守り育てることによって、山地災害から町民を守り、森林が持つ水源かん養機能を高め、緑豊かな生活環境の保全・形成等を行うことが求められています。

事業実施にあたっては、多額の費用と時間を要することや費用対効果の評価によっては、事業を実施できない場合や実施が遅くなる場合もありますが、本町における危険地区解消のため、森林の持つ多面的機能に応じた治山事業を実施する必要があります。

めざす姿

- 地すべりについては、調査の実施と地すべり防止施設の整備について関係機関に要望し、災害の未然防止を図ります。
- 崩壊(荒廃)危険地域の監視と災害の未然防止を図ります。
- 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、安全対策等を迅速に対応します。
- 地域住民、自治会からの治山事業要望には、保安林指定による早期実施を図ります。
- 森林の持つ多面的機能の高度発揮のための治山事業の実施を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 本町における危険地域の把握と日頃の安全管理に留意し、危険地域の解消、また、森林の持つ多面的機能の高度発揮のため、早期の事業実施に向け、関係機関と調整・要望し、整備を促進します。

年度	整備	内容
令和 3～12 年度	地すべり防止施設整備事業	地すべり調査(本町地区) 排水工、抑止工、擁壁工等地すべり防止施設整備
	東冬島地区緊急治山事業(北海道) ほか6件	山腹工、伏工、溪間工、植栽工整備
	冬島地区小規模治山事業 ほか10件	山腹工、伏工、溪間工、植栽工整備

関連するSDGsの目標



第3部

基本計画

健康で幸せな 生活をおくる ために

1. 健康づくりの推進P. 51
2. 地域医療体制の維持P. 56
3. 地域福祉の推進P. 58
4. 子育て支援の推進P. 64



基本計画

1. 健康づくりの推進

4-1-1 感染症対策の推進

現状と課題

定期の予防接種については、感染症のまん延防止のため、予防接種の励行に努めることが必要です。また、今後も定期の予防接種として追加が予定されている予防接種もあるため、適切に接種の実施が開始できるよう整備が必要です。

インフルエンザ予防接種の接種費用は、18歳未満には全額助成、65歳以上には一部助成し、高齢者肺炎球菌の接種費用も一部助成しています。また、年齢に関係なく低所得者に対しては全額助成を実施しています。

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症が発生し、全世界で感染が拡大しています。未だに原因は不明で、特別な治療薬もなく、感染拡大を予防するため「新しい生活スタイル ※」による、行動変容が求められています。感染症にはさまざまな種類があり、多くは予防接種を受けたり、日常の予防方法を意識することによって感染を防ぐことができますが、今後、新たな感染症発生時には、国や北海道と連携し危機管理体制の構築を速やかに図る必要があります。

めざす姿

- 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発及び対象者が予防接種を受けられる機会を最大限確保するよう努め、疾病への感染予防を図ります。
- エキノкокクス症 ※ や結核検診に関する正しい知識や検診の重要性についての普及・啓発及び検診を実施し、疾病への感染予防を図ります。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため行動変容を促します。
- 新たな感染症発生に備え、感染予防のための備蓄品を確保します。

第9次総合計画終了時までの目標

○各種予防接種・接種率の目標値

種別 年度	四種混合	麻しん風しん (MR)	BCG	インフルエンザ		高齢者 肺炎球菌
				18歳以下	65歳以上	
令和元年度	100%	93.7%	100%	55.5%	48.8%	33.7%
令和12年度	96%	100%	100%	60.0%	50.0%	50.0%

※新しい生活スタイル 新型コロナウイルスを想定した、一人ひとりの基本的感染症対策をはじめとした、今後の生活様式のこと。

※エキノкокクス症 寄生虫により引き起こされる病気の一つで、卵が何らかの機会での体内に入ると、腸で幼虫となり主に肝臓に寄生し病気を引き起こす。

関連するSDGsの目標



基本計画

4-1-2 母子保健の推進

現状と課題

安心安全な出産やすべての子どもが健やかに育つことをめざして各種母子保健事業を実施しています。マタニティ・サークル ※ や離乳食講習会などの健康教育のほか、健康診査として妊産婦健康診査の助成や乳幼児健康診査、新生児聴覚検査の助成、健康相談として母子健康手帳の交付時の個別相談や発達相談、来所・電話相談、家庭訪問として新生児訪問を乳児家庭全戸訪問事業として実施しています。

妊娠・出産を希望する夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図ることを目的として不妊治療費助成事業や出産可能な医療機関が町内になく、安心安全な出産のために消防機関における妊婦情報登録事業や周産期医療通院費補助事業 ※ を実施しています。

また、全国的に子育ての孤立感や負担感が高まり、児童虐待ケースが増えている状況もあり、本町も様似町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を早期発見する見守りや虐待を予防する支援を関係機関等とチームで取り組んでいます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を展開することが重要であり、子育てをする家庭と「顔の見える」関係を築いてきめ細かな相談支援を実施していく必要があります。

子どもが健やかに育つためには健康の保持増進の視点だけでなく、環境、養育する親支援も含めた「子ども家庭支援」の体制を整備していくことが今後の課題となります。

めざす姿

- 安心安全な出産を迎えることができるように母子健康手帳交付時等、妊娠期から気軽に相談ができるよう「顔の見える」関係を築いていくことをめざします。
- 新生児訪問・乳児全戸訪問事業や乳幼児健康診査を通じて子どもが健やかに育つことや発達が気になるお子さんへの対応だけでなく、育児不安の軽減も図れるよう支援していきます。
- 児童虐待を予防するために関係機関等と連携を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 母子健康手帳交付時の個別相談受相率 100%
- 新生児訪問率 平成元年度 100%⇒令和12年度 100%
- 乳児健康診査受診率 平成元年度 98.3%⇒令和12年度 100%
- 幼児健康診査受診率 平成元年度 97.6%⇒令和12年度 100%

関連するSDGsの目標



※マタニティサークル 妊婦を対象とし、育児や出産の知識、栄養などについて学ぶ事業。

※周産期医療通院費等補助事業 日高管内には地域周産期医療センターが整備されているものの、機能がじゅうぶんではないため、産婦人科医の判断により日高管内の周産期母子医療センターで出産する様似町に住民登録を有し、かつ実際に居住している妊産婦に対し、交通費及び宿泊費の補助する事業。

基本計画

4-1-3 成人・高齢者保健の推進

現状と課題

本町の死亡原因の第1位は悪性新生物（がん）であり、特に胃がん、肺がんによる死亡が多くなっています。また、がん以外の生活習慣病 ※ では、高血圧、脂質異常、糖代謝異常が上位を占めています。

成人保健では、各種健診や、各種がん検診を実施していますが、受診率が国の目標と比較して低い傾向にあり、特に働き盛りの世代において受診率は低い状況です。そのため、若い世代からの健康意識の向上を図り、健診（検診）を受けやすい体制を整備することで早期発見・早期治療に努める必要があります。

高齢者保健では、高齢化が進むなか、自立した生活ができるように後期高齢者健診や健康教室、健康相談、介護予防教室を実施し、健康寿命の延伸とフレイル ※ 予防に努めます。

めざす姿

○生活習慣病、がん予防のため成人活動の充実や正しい知識の普及に努め、健康診査やがん検診の受診率向上、病気の早期発見と早期治療を促します。また、特定健診※の未受診者対策として、定期通院者に対する検査データの提供及び国保連合会との共同事業である受診勧奨※事業を実施していきます。

○若い世代の健康意識の向上と各種健（検）診の受診率向上を図ります。

○健康寿命の延伸とフレイル予防のため、老人クラブや自治会等の健康教室や健康相談、介護予防教室の充実に努めます。

○後期高齢者健診の受診率向上を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○各種健（検）診受診率の目標値

種別 年度	特定健診 受診率	後期高齢者 健診受診率	各種がん 検診受診率
令和元年度	19.3%	2%	※詳細は右記のとおり
令和12年度	60%以上	15%以上	50%以上

※各種がん健診受診率（令和元年度）

胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
10.1%	11.3%	12.1%	10.5%	16.2%

※生活習慣病 以前は「成人病」という名称であったが、生活習慣の改善により発症や進行を抑制できるため、各人が病気予防に主体的に取り組むという認識の醸成をめざして「生活習慣病」という名称に変更された。

※フレイル 要介護状態に至る前段階。

※特定健診 メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで生活習慣病の予防・重症化を防ぐための健診のこと。（対象・・・40歳～74歳の国民健康保険加入者）

※受診勧奨 健診受診を促すこと。

関連するSDGsの目標



基本計画

4-1-4 食育と栄養改善の推進

現状と課題

食育及び栄養改善事業は、主として母子保健や成人・高齢者保健活動のなかに位置づけ、栄養相談、健康教室及び訪問相談などを実施しています。

現在、食を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、朝食欠食、こ（孤・個）食※、栄養の偏り、生活習慣病の増加、若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向、食品ロス※の問題等、食が大きく関係する問題が社会問題となっています。

本町の現状も同様の傾向にあり、特に平成29年に実施した「様似町小中学生・保護者食生活アンケート」では、小中学生ともに肥満傾向や孤食の増加、若い世代の朝食欠食率が全国に比べ低いことが分かりました。

子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育む基礎であり、子どもや若い世代へ食育の推進が必要です。

また、本町は「食」に直結する水産業や農業が基幹産業となっているまちであり、地域性を活かした食育推進が必要であり、食育協議会をはじめ、漁業協同組合や生産者団体等、食に関与する団体との連携・協力を図ることが重要です。

めざす姿

- 町民が各ライフステージ※に沿った望ましい食生活を送れるように支援します。
- 食育推進事業を充実させ、町民の食に関する正しい知識・技術の向上に努めます。
- 子どもや若い世代への朝食の大切さや正しい食習慣の普及啓発に努めます。
- 食育協議会をはじめとした各関係機関の連携・協働を図りつつ、「食育」の普及啓発活動を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 「食」に関する実態調査を行い、結果による課題から食育及び栄養改善に対する普及活動を推進します。

※孤食 家族が違う時間に一人ひとりで食事をとること。

※個食 家族が一緒に食卓で別々の料理を食べること。

※食品ロス 本来食べられるのに捨ててしまうこと。

※ライフステージ 人の一生を幼児期・児童期・青年期・中年期・高年期に分けたそれぞれの段階のこと。

基本計画

序
論基
本
構
想基
本
計
画付
属
資
料

○児童・生徒の目標値

	平成 29 年度	令和 12 年度
肥満児の割合	小学生：16.5% 中学生：12.1%	ともに 10%以下
朝食を毎日食べる人の割合	小学生：91.5% 中学生：92.2%	ともに 95%
食事を一人で食べる人の割合	(朝食) 小学生：50.0% 中学生：48.4% (夕食) 小学生：1.6% 中学生：3.1%	ともに 朝食 40%以下 夕食 0%

○成人の目標値

	平成 29 年度	令和 12 年度
朝食を毎日食べる人の割合	66.7%	75%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせ た食事を1日2回以上ほぼ毎日 食べている人の割合	32.6%	40%以上
ゆっくりよく噛んで 食べている人の割合	40.3%	50%以上

※児童・生徒及び保護者の値は、「平成 29 年度様似町小中学生・保護者食生活アンケート」の結果より

	令和元年度	令和 12 年度
メタボ予備軍・該当者	35.7%	30%以下

※成人健診より

関連するSDGsの目標



基本計画

2. 地域医療体制の維持

4-2-1 地域医療体制の維持

現状と課題

本町の医療機関は、1 一般診療所（医師 1 名）、2 歯科診療所（歯科医師 2 名）の医療体制です。

1 次医療圏 ※（様似町内）に関わる診療であっても、2 次医療圏 ※（日高管内）へ、2 次医療圏に関わる診療であっても 3 次医療圏 ※（道央圏）への依存度が高くなっていますが、高齢化社会のなか、できるだけ町内や日高管内で受診できる体制や在宅医療の充実が必要です。

休日・夜間の救急医療体制を確保するための、町内医療機関及び地域センター病院への支援をはじめ、特に地域センター病院 ※ へは、産婦人科医師派遣や浦河赤十字看護専門学校運営への支援などを行っておりますが、経営上の課題もあり、地域医療水準の維持も含め、総合的な支援が求められています。

地域の過疎化・少子高齢化が進行するなか、安心して医療が受けられる環境、医療従事者の確保など、地域医療体制の充実が求められています。

めざす姿

- 安心して医療を受けることができるよう、医療体制の維持に努めます。
- 医療従事者の確保に努めます。
- 地域センター病院や町内医療機関と連携を図り、休日・夜間など 24 時間救急医療体制の維持に努めます。

第 9 次総合計画終了時までの目標

○ 1 次医療圏

年度 種類等	令和元年度	令和 12 年度
一般診療所	1 箇所	1 箇所
歯科診療所	2 箇所	2 箇所

関連する SDGs の目標



※ 1 次医療 地域に密着した身近で頻度の高い医療サービスのこと。

※ 2 次医療 広域的かつ比較的高い専門性の高い医療サービスのこと。

※ 3 次医療 高度で専門的な医療サービスのこと。

※ 地域センター病院 2 次医療圏において、地域の医療需要に対応できる診療機能を備えた地域の中核医療機関のこと。

基本計画

医療機関への補助

単位：千円

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 次医療圏	休日等救急医療補助金	13,942	14,215	14,626	14,543
	休日及び夜間看護師休日夜間勤務	4,066	4,066	4,080	4,101
2 次医療圏	広域救急医療対策事業負担金	3,924	3,837	3,851	3,961
	産婦人科医師派遣事業負担金	1,000	1,200	1,300	1,200
	看護専門学校運営費補助	1,529	1,537	1,450	1,457



三和医院

序
論基
本
構
想基
本
計
画付
属
資
料

基本計画

3. 地域福祉の推進

4-3-1 地域福祉体制の維持

現状と課題

地域住民の生活課題の複雑化・多様化が進んでおり、行政と社会福祉協議会・福祉会等の福祉関係機関が連携を図り、福祉サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを必要としている人の視点に立ったサービスの提供体制や、支援の必要なかたに対する福祉サービスを総合的に調整し提供するケアマネジメント※体制を整備し、充実させる必要があります。

また、地域住民同士の支え合いや見守り、助け合いを基本に、地域の福祉課題を解決する力を高めるとともに、利用者に対して自分に合ったサービスを主体的に選択するための適切な情報を最適な手段で提供することが必要です。

めざす姿

- 高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するかたの状況やニーズを把握するための実態調査を行い、個々に合った福祉サービスの提供、支援をしていきます。
- 支援の必要な人の状況やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供できるよう行政、福祉関係機関が連携を強化し、必要なサービスが一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- 「誰もが住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けるまちづくり」をめざす地域福祉活動を推進する社会福祉協議会の支援を図るとともに、社会福祉協議会・自治会と連携しながら、緊急時や各種災害時における避難等の際に配慮を要するかたの支援体制の整備を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○第3期様似町地域福祉計画・第6期様似町地域福祉実践計画を策定します。

関連するSDGsの目標



※ケアマネジメント 介護を必要とするかたに対して、その状態を的確に把握し、必要とする介護サービス計画を作成するとともに、利用者とサービスを提供する事業者との仲立ちをすることで、その人の日常生活を経過的に支援していくこと。

基本計画

4-3-2 高齢者福祉の推進

現状と課題

高齢化率が年々上昇する一方で、介護職場では、介護職員の確保が難しくなっています。

高齢者が住みなれた地域社会において生きがいをもって自分らしく暮らし続けることができるよう、要介護状態になることを防止する介護予防の取組を支援するとともに、介護が必要になった場合でも、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、多様なサービスを提供するための生きがい事業等、包括的にサポートする必要があります。

めざす姿

○高齢者が、元気なうちから、社会と繋がり生きがいを感じながら暮らすことができるとともに、介護や日常生活の支援が必要となった場合でも、住みなれた環境のなかで生活が続けられるよう、地域全体で支える仕組みを確立することで、理想とする地域福祉社会の実現をめざします。

○老人クラブの活動を通して、生きがいづくりを実践するための学習、スポーツ、地域活動等、社会参加への機会の確保を図ります。

○高齢者が培った技能・経験・知識を生かせるよう、地域社会のニーズに対応して地域社会へ貢献する、高齢者事業団の活動を支援します。

第9次総合計画終了時までの目標

○老人福祉バスの運行含め、様似町老人クラブ連合会活動の維持に努めます。

○老人福祉寮運営を推進します。

○修学就業資金貸付制度など各種制度を活用し、人材確保に努めます。

○緊急通報体制を維持します。

関連するSDGsの目標



基本計画

4-3-3 障がい者福祉の推進

現状と課題

本町では、障害者総合支援法（旧：障害者自立支援法）の施行により、地域社会での自立に必要な事業として国が求める必須事業と、町の裁量により実施できる事業を併せて、地域生活支援事業として実施しています。

しかし、障がい者が地域で自立した生活を進めていくためには、それぞれの意欲や能力及び適正に応じて働くことができるよう、就労支援の強化が必要です。それを行ううえで必要な環境が今の様似町内にはないため、住宅整備をはじめとする地域福祉環境の整備を図る必要があります。

めざす姿

- 自らの意思に基づき地域生活を送るため、地域の特性に応じた障がい者向けのサービスを提供できるようサービス事業者等と連携し、各種福祉施設の整備検討や居宅介護サービス ※ の充実をめざします。
- 相談支援体制の充実とノーマライゼーション ※ 理念の普及啓発を図りながら、障がい者の自立を支援するための福祉サービスを充実させるとともに、地域の実情に応じた、誰もが障がい者を支援できる地域福祉体制を確立します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 第6～8期の障がい福祉計画を策定します。
- 関係機関と連携し、就労支援体制の拡充に努めます。
- 地域生活支援事業をはじめとする各福祉サービスを推進します。

関連するSDGsの目標



※居宅介護サービス 障がい者の方が自宅で入浴や排せつ、食事の介助などの身体介護や家事の援助を受けるサービス。
 ※ノーマライゼーション 障がい者など社会にハンディキャップのある人が、あるがままの姿で他の人々と同じように生活し、活動することができる社会をめざすこと。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

4-3-4 アイヌの人たちの福祉の推進

現状と課題

本町におけるアイヌの人たちは、平成29年度の「北海道アイヌ実態調査」によると、138世帯・321人となっており、平成25年度の数値と比較すると、世帯において9世帯6%の減、人口においては44人12%の減となっています。

これまで国・北海道のアイヌ福祉対策により、アイヌの人々の生活の向上が図られており、また、平成31年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 ※」が施行され、アイヌの人たちが誇りを持って生活することができ、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて推進していくこととなりました。

今後も北海道が策定する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策 ※（令和3年度予定）」に基づき、生活の安定と生活環境の充実を図っていく必要があります。

また、アイヌ民族独自の文化の伝承をするうえで核となるアイヌ協会は、会員数の減少と高齢化に伴い、アイヌ協会の存続と文化伝承活動に困難をきたしています。

めざす姿

- 生活向上と職業安定を図るため、アイヌ生活指導員及びアイヌ生活相談員による生活相談の充実や技術習得機会の拡充に努めるとともに、農林漁家経営を改善・向上していくため、基盤整備及び近代化施設整備事業などを促進します。
- 住宅の確保と改善のための貸付制度などを活用した住みよい生活環境の維持・整備とともに、老朽化が著しい生活館の改修整備を図ります。
- アイヌの子どもの教育や就学のため、進学奨励事業の利用促進を図ります。
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づくアイヌ施策推進地域計画が令和2年度に策定されましたので、これに基づく交付金を活用してアイヌ協会の活動を支援し、アイヌ民族の文化や伝統の保存・継承及び理解の促進を図ります。また、アイヌ文化の担い手となる人材を育成するため、交付金を活用し国外の先住民との交流活動を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- アイヌの人たちの生活水準の向上のため、国・北海道の施策を推進し、生活基盤の整備、拡充を図ります。
- アイヌ文化を普及啓発するための交流の場を設定します。

関連するSDGsの目標



※アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 アイヌの人々を先住民族として認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、誇りが尊重される社会の実現を目指すための法律。
 ※アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策 アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るため4次にわたり推進してきた「北海道ウタリ福祉対策」に引き続き、推進されている総合的施策。

基本計画

4-3-5 低所得者福祉の推進

現状と課題

本町の生活保護の受給状況は、被保護世帯、人員及び保護率ともに平成28年度以降からは減少傾向となっています。

生活保護受給者は、世帯類型でみると、高齢者世帯、傷病者及び障がい者世帯が多く、生活基盤の弱い世帯が大部分を占めています。

また、生活保護に準ずる低所得者においては、生活基盤が弱く、社会的に孤立し、社会的なつながりの弱さからその生活不安を自助努力で解決することに困難を抱えています。

生活の安定と自立を図るため、民生委員・児童委員や関係機関との連携により相談・支援体制を充実・強化するなかで、経済的自立と生活意欲を向上させるため、柔軟に寄り添える支援が必要です。

めざす姿

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携を緊密にし、生活保護世帯の生活指導や相談の充実に努め、自立意欲の高揚を図ります。
- 生活保護世帯の実態をよりの確に把握し、公的扶助の適正化を図ります。
- 低所得者世帯の経済的自立と就労意欲を促すため、民生委員・児童委員との連携を緊密にし、生活困窮者自立支援制度の活用や社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の活用など、適切な生活支援を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- 支援が届いていない低所得者を把握し、きめ細かな生活相談・支援体制の充実を図ります。

関連するSDGsの目標



基本計画

4-3-6 児童福祉の推進

現状と課題

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少は、地域経済に大きな影響を及ぼしています。本町においてもその傾向は強く、少子化について、年間出生数は平成29年度から20人に満たず、10人台となっている年度もある状況が続き、将来のまちづくりを考えた時、この少子化がもたらす影響が懸念されます。

子どもの人数の減少傾向、また、核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められるなか、平成28年度の児童福祉法等の一部改正により、市町村では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター※の設置や、児童等に対する支援を行うための子ども家庭総合支援拠点※の整備に努めることとされました。

全国的に子育ての孤立感や負担感が高まり、児童虐待ケースが増えている状況もあり、本町においても、未然に防止するため子育て支援策を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会での対応協議と児童相談所や関係機関等との連携を密にし、早期発見・早期解決に向けた相談・支援体制を強化することが必要となっています。

子どもに係る医療費については、北海道医療給付事業補助を受けるなかで、乳幼児等医療費助成事業として所得制限を設け助成を行ってきましたが、平成23年8月からは、町単独での拡大助成として、対象を中学生まで広げたくうえで、所得制限を設けずに保険適用医療費の自己負担が無料となるよう助成措置を実施し、平成30年8月からはその対象を高校生に相当する年齢までさらに拡大して実施しています。

めざす姿

- 児童虐待を予防し、適切に対応できる体制を整備します。
- 子どもが心身ともに健やかに成長や発達ができるように、子育て相談・支援体制の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。
- 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備をめざします。
- 子どもに係る医療費を助成することにより、子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境をつくりまします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 児童虐待を予防するために関係機関等と連携を図ります。
- 子育てに不安や問題を抱える家庭の早期対応に努めます。
- 医療費助成措置対象者数 296人
(対象者人口カバー率 100%)

関連するSDGsの目標



基本計画

4. 子育て支援の推進

4-4-1 子育て支援の推進

現状と課題

本町では、令和2年度に「様似町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を推進していますが、子どもの人数は減少傾向であり、また、少子化や核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められています。平成28年度の児童福祉法等の一部改正により、市町村では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター※の設置や、児童等に対する支援を行うための子ども家庭総合支援拠点※の整備に努めることとされました。

子育てサロン※は、幼児センター内の一室で常設し、対象年齢を分けずに実施しており、幅広い子どもの年代で利用してもらうことにより、保護者の交流の場を広く提供していますが、開設回数を増やしてほしいとの要望も出ています。

出産や育児に不安を抱える子育て世帯に対して、乳幼児健診や新生児訪問の際に保健師に同行し、子育て支援センター案内や「子育てガイド」を配付し、子育てが孤立しないよう、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう情報提供を行い、状況に応じた助言をしています。

また、ハッピー☆バースデー1♡2♡3事業として、1～3歳までの子供の誕生月に合わせた町特産品等のプレゼントを贈呈することで郷土愛を育む取組や、町広報誌や町のホームページに毎月掲載する子育て支援だよりを通じて、子育て支援事業の情報を発信しています。

学童保育の取組として、保護者の就労による小学校3年生以下の児童を対象とした「放課後児童クラブ」と、保護者就労に関係なく利用できる小学校4年生以上を対象とした「放課後子ども教室」を併設して、放課後児童施設「ひまわり」で開設しています。

近年、保護者の共働き家庭やひとり親家庭の増加もあって、年々利用児童数も増えており、利用人数に見合った指導員体制の確保が町内の働き手の不足により難しい状況になってきています。

※子育て世代包括支援センター 母子保健法で規定されている母子健康包括支援センターのことで、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。

※子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法により整備に努めなければならないと規定されており、町内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。

※子育てサロン 親子で遊んだり、子育てを通しての情報交換・お友達づくりの場として、幼児センターに常設している。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

めざす姿

- 子育てサロンは、利用する親子の要望を考慮し、内容の充実を図り親子で楽しんで参加してもらえるような交流の場となるように努めます。
- 子育てに不安や問題を抱える家庭には、関係機関と連携して相談・支援の充実を図ります。
- 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備をめざします。
- 放課後児童施設「ひまわり」については、引き続き児童が安心して利用できるよう指導員体制を確保しながら運営に努めます。また、関係機関と連携し「ひまわり」内の行事について検討し、利用児童が楽しんで過ごせるよう計画します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 関連機関等と協力し、合同で新たな行事を行うことなどにより、子育てサロンや放課後児童施設「ひまわり」の内容充実を図ります。
- 子育てに不安や問題を抱える家庭の早期対応に努めます。
- 放課後児童施設「ひまわり」の指導員体制については、開設に支障が出ないように必要な人員の確保に努めます。

関連するSDGsの目標



子育てサロン

第3部

基本計画

心豊かな人間性を 養うために

1. 幼児教育・保育の推進P. 66
2. 義務教育の推進P. 68
3. 社会教育の推進P. 71
4. 文化活動の推進P. 74
5. スポーツの推進P. 77



基本計画

1. 幼児教育・保育の推進

5-1-1 幼児教育・保育の推進

現状と課題

幼児期は、基本的生活習慣をはじめ、他者を思いやる心、生涯にわたる人間形成におけるそれぞれの基礎を培う重要な時期であり、変化の激しいこれからの社会において、未来を担う子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、問題を解決していくための「生きる力」の育成が求められています。

そのようななかで、保護者は家庭での役割を担っていますが、家庭での教育力の低下も指摘されているとともに、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、0歳児から幼児センターに入園する子どもが増加の傾向にあります。

幼児センターでは、ICT（情報通信技術）環境が日常生活のなかでも目まぐるしく進展する社会のなかで、子どもたちが豊かに育つための生活や学びの環境づくりに努めていますが、さらなる本町の子ども豊かな人間性を育成するためには、家庭や地域、関係機関と連携して、子育てを推進していくことが重要であるととらえています。また、一方、職員の資質向上や乳幼児期の教育の特性を踏まえた教育・保育内容とさらなる資質・能力の3本柱（知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎、学びに向かう力・人間性等）の充実に努めていく必要があります。小学校教育へのスムーズな接続を意識した取組も重要なポイントと押さえています。

施設運営においては、町内の働き手の不足により、保育士及び幼稚園教諭の確保が年々難しくなっています。

めざす姿

- 子どもの発達過程を踏まえるとともに、関係機関との連携を図り、乳幼児期にふさわしい教育・保育を推進し、幼児教育の質の向上を図ります。
- 小学校の教育を意識した「知・徳・体」の具体的な取組を推進します。
- 本町の自然や産業に目を向け、愛郷心を育みます。
- 「子育ての喜び」などを保護者に伝えながら、家庭や地域と連携した幼児センターの運営をします。
- 待機児童をつくらぬよう保育士や幼稚園教諭の確保に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 国際交流員を活用した英語に慣れ親しむ教育、リトミック ※ や「運動あそび」を通じて体幹を鍛える取組、「もじ・かず」への興味関心を持たせる取組などを通じて、「幼児期までに育ってほしい姿」につながる育成を図ります。

基本計画

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育の改善・充実を図るとともに、幼児センターと小学校との連携強化や交流機会を充実させ、小学校へのスムーズな移行に努めます。
- 日常の教育・保育のなかで様似町の自然を知るための学習の充実を図り、本町の自然の豊かさを感じさせ愛郷心を育みます。
- 幼児センターと家庭、地域が相互に連携して、幼児教育・保育の資質向上を図ります。
- 0～2歳児の入園や一時保育の希望にできるだけ対応できるよう人員確保に努めます。

関連するSDGsの目標



※リトミック 楽しく音楽と触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばしつつ、身体的・感覚的・知的にも、これから受けるあらゆる教育を十分に吸収して育つため、子どもたちが個々に持っている「潜在的な基礎能力」発達を促す教育。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

序
論基本
構
想基本
計
画

2. 義務教育の推進

5-2-1 義務教育の推進

現状と課題

本町においては、急速な少子化が進んでおり、平成23年度からは、町内に小中学校が各1校ずつとなり、さらに平成29年度からは小中学校のすべての学年において1学級となるなど、児童生徒数の減少が続いている状況です。

そのようななかで、「様似の子どもをいかに育てるか」という視点で、小中一貫教育に取り組み、平成29年度からは施設分離型の小中一貫校として位置づけ、平成30年度からは小中学校で一つの学校運営協議会を組織し、学校・保護者・地域が一体となった学校運営を考えるコミュニティ・スクール※の取組をスタートさせています。

本町の児童生徒は、総じて明るく素直な子どもが多く、落ち着いていますが、基本的な生活習慣の定着が不十分な部分が見受けられるとともに、家庭学習の習慣が身につけていないなどの課題も見られ、個人差が広がっている傾向にあります。

また、グローバル化の進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化にも対応できるように、外国語教育の充実やICT（情報通信技術）教育環境の整備とその活用が求められているほか、知識の集積から課題の発見・解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」につながる教育が求められています。

めざす姿

- 継続的に保護者と情報共有しながら生活習慣の定着を図ります。
- 家庭学習の習慣を定着させ学力向上を図ります。
- 心身の健やかな成長を促す教育を推進します。
- 小中一貫教育を推進し、小中の教職員全員で児童生徒を育む視点で取り組み、9年間で「コミュニケーション能力」と「プレゼンテーション能力」を育成します。
- GIGAスクール構想※をはじめ、これからのICTの進展による急速な社会の変化にも対応できる力を育む教育を推進します。
- 様似の自然や歴史、文化に目を向け、愛郷心を育みます。
- グローバル化に対応し、ALT※を活用した英語力を高める教育を推進します。
- コミュニティ・スクールを活用して児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化にもつながるよう取組を推進します。

※コミュニティ・スクール 学校と保護者や地域の方が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるための学校運営協議会制度のこと。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

- 基本的な生活習慣の定着を図るとともに、家庭学習習慣が身に付くよう取り組みます。
- 道徳教育の充実や体験活動を重視し、豊かな心を育成します。
- 体育・健康に関する指導の充実により、健やかな体を育成します。
- 小中一貫教育を通じて、小・中学校の教職員が児童生徒の9年間での「コミュニケーション能力」と「プレゼンテーション能力」の成長を実感できるよう取組を進めます。
- ICTの進展に伴う情報活用能力の育成を図ります。
- 様子を学ぶ「ふるさとアポイ学」の取組などを通じて、郷土への愛着や誇りを育みます。
- ALTや中学校の英語教諭を活用した小学校の外国語学習の充実を図るとともに、中学校卒業時までに英語でのコミュニケーション能力を高めます。
- コミュニティ・スクールを通じて多くの町民に児童生徒の育成に関わってもらい、そのなかで子どもたちの元気を地域に還元できるよう取組を進めます。

関連するSDGsの目標



※GIGAスクール構想 これからの時代を生きる子どもたちにとって、ICTを基盤とした先端技術等の活用が求められることから、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用PCや高速ネットワーク環境を整備すること。

※ALT Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で外国語授業を補助する助手。

基本計画

5-2-2 教育施設の整備

現状と課題

校舎については、様似小学校の改築や様似中学校の移転改修が完了してから6年余りが経過し、不具合が生じた場合にはできるだけ迅速に対応し、快適な学習環境の維持に努めています。

また、「学校給食施設」については、これまでも長年にわたって保護者から要望が出ていますが、本町単独での整備は課題も多く、懸案事項の一つになっています。

教職員住宅については、昭和40年代半ばに建設された栄町の教員住宅をはじめ、昭和50年代前半に建設された緑町の教員住宅が老朽化により入居困難な住宅も生じています。特に近年は隣町から通勤する教職員も増えるなど、必要戸数も変動している状況にあって、既存住宅の維持補修経費も多額になっていることから、教職員住宅を新たに建設する方法以外の手法も含め検討する必要があります。

めざす姿

より質の高い教育環境を整備するため、次の環境を整備します。

○確かな学力の確立に向けた学習環境を整備します。

○GIGAスクール構想に対応したICT環境の効率的な整備・充実を図ります。

○「学校給食施設」は、広域的な視点に立った検討も十分に行い、整備をめざします。

○教職員住宅は、できるだけ将来的に財政負担が大きくならない方法での充実を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

○学校施設については、計画的な修繕を行うことで必要な機能を維持しながら、安全に安心して利用できるような進めます。

○より質の高い教育を実現するための学習環境のほか、GIGAスクール構想に対応したICT環境の整備・充実を進めます。

○「学校給食施設」は、実現に向けて広域的な視点での検討・協議を進めるとともに、その間において違う視点での方策についても検討します。

○教職員住宅は、今後のあり方について検討します。

関連するSDGsの目標



基本計画

3. 社会教育の推進

5-3-1 社会教育の推進

現状と課題

町民が心豊かに、生きがいを持って暮らしていくため、地域における社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されます。

本町においては、人口の減少や高齢化が進むなか、社会教育活動も減少傾向にあるものの、社会教育団体や文化団体など、住民による主体的・積極的な活動が継続されています。

また、地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動」は、コミュニティ・スクールの取組と緊密に連携し、より多くの町民が関わる持続可能な仕組みづくりが求められています。

社会教育に公的資金を投入することは、町民の満足度を高め、結果的にさまざまな行政コストの低減につながる可能性があります。

めざす姿

- 個人の知的欲求に応えられるよう、多くの町民が気軽に参加できる学びの機会を提供します。
- 町民相互の理解やつながりが強まることをめざし、社会教育団体をはじめとした町民の主体的な学習活動支援を継続し、多様な町民が集まり学びあう機会を提供します。
- 地域への理解や愛着を深め、地域課題の解決につなげるため、本町の特色ある自然・歴史・文化といった地域の教育資源を活かした学習活動を推進します。
- さまざまな学習活動の成果が、よりよい地域づくりにつながり、町民の暮らしがより豊かになるよう、学びと活動の好循環が持続するような取組を広げます。
- 学校支援ボランティアや放課後子ども教室、地域の人材を生かした教育支援活動といった「地域学校協働活動」の取組を充実させ、学校を核とした地域づくりを推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

○社会教育・文化振興事業の参加率（年間延べ参加者数／人口）

	令和 元年度	令和12年度
参加率	0.84（3,546人/4,207人）	0.84

関連するSDGsの目標



基本計画

5-3-2 社会教育施設の充実

現状と課題

公民館は、町民の生活に即した教育・文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進などを図り、文化や福祉の振興に寄与することを目的とした施設です。

中央公民館は昭和51年に開館し、築45年が経過。団体活動（29団体）を中心に、講演会や文化事業など、年間約15,000人の利用があり、人と人との交流や、作品や資料の鑑賞等を通じ、人間の五感を使ってさまざまな体験ができる、学びや地域づくりの拠点として重要な存在です。

平成10年に大規模改修を行い、建物本体は耐震基準に適合していることもあり、現時点での利用に支障はきたしていませんが、各種設備は老朽化が著しく、施設の寿命を60年程度と想定した場合、それまで維持できないものと思われます。故障等の場合、公民館の全部または一部が長期間使用不能となり、災害時の避難場所としても使用不能となるリスクがあります。

めざす姿

- 幅広い町民が公民館を中心に活発な学習活動ができるよう利用相談や周知を行い、地域の幅広い情報の発信拠点となるよう取り組みます。
- 町民が快適に利用できるよう、利用調整や備品整備、施設修繕を行います。
- 公民館のあり方について、利用者団体や審議会等に意見を求めます。

第9次総合計画終了時までの目標

○公民館の延べ利用者数

	令和元年度	令和12年度
利用者数	14,396人	9,500人

○施設の寿命を60年程度と想定し、計画的な維持管理を推進します。

年度	更新内容
令和3年度 ～ 令和12年度	暖房用ボイラー
	熱交換器・配管
	給排水設備・配管
	文化ホール吊り天井
	外壁塗装
	文化ホール照明調光盤
	非常用（消防用）発電機

関連するSDGsの目標



基本計画

5-3-3 図書館事業の推進

現状と課題

地域の少子高齢化・人口減が進み、利用者の固定化や図書館の年間来館数・利用数においても減少が目立っており、潜在的な利用者への働きかけが図書館として求められています。

地域の「知の拠点」の役割として、地域住民が抱える課題を解決することを意識した選書や読書環境の充実に努めるほか、様似町の特色を色濃く紹介した資料を収集し提供することで、観光客へのアプローチや郷土への理解を深められるため、建物としての図書館にこだわらないサービスを模索していくことで乳幼児から高齢者・障がい者といった来館型サービスを受けづらい利用者へ寄り添ったサービスの充実・環境整備を図っていく必要があります。

めざす姿

- 様似の特色ある資料（岩石・高山植物・ジオパーク・郷土関係）を国内外の資料を問わず収集・整備し、提供充実に努め、様似の良さを発信でき、郷土をより深く知ることができる環境や資料の整備、充実にめざします。
- 子どもの読書活動推進計画の第3期・第4期を策定し、時代に見合った事業を進めるなかで、学校図書館連携として、資料の提供のほか図書館の資料を使った調べ学習のサポート体制を確立します。
- 新規利用者の開拓として、施設にこだわらないサービスの提供をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 町民一人あたりの平均貸出冊数について、4.0冊代をキープします。
- 9万冊を超える蔵書を有していますが、施設として適正な蔵書収容冊数8万冊（一般閲覧室3万8千冊、児童閲覧室1万2千冊、書庫3万冊）であることから、適正な冊数まで整理を進めます。

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

序論

基本構想

基本計画

4. 文化活動の推進

5-4-1 芸術文化の振興

現状と課題

本町における文化活動は、文化協会や各種サークルなど、町民の自主的な活動が盛んなことが伝統です。近年は、参加者の減少や高齢化が進む一方、新たな団体の立ち上げや子どもを巻き込んだ積極的な活動も見られます。

また、本町の特色ある取組であるさまざまな美術展をはじめ、幼児や児童生徒、一般を対象とした、生の芸術にふれる芸術文化鑑賞事業を毎年開催しています。

町民が豊かな人間性を養い、心豊かに生きがいをもって暮らしていくには、こういった生活に密着した芸術文化振興の取組を充実させることが一層重要となっています。

めざす姿

- 文化協会や各種サークルなど、町民の自主的な活動を支援します。
- 美術展をはじめ、関係機関と連携し、生の芸術文化にふれる機会を多く提供します。
- 関係機関と連携し、文化に関する情報について、ホームページなどを活用して町内外に発信します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 町民向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。
- 幼児や児童生徒向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。

関連するSDGsの目標



基本計画

5-4-2 文化財の保護・保存と活用

現状と課題

文化財は、わが国、わが町の長い歴史のなかで育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

本町には、国指定文化財が6件、町指定文化財が9件あり、アイヌ古式舞踊がユネスコ無形文化遺産に、蝦夷三官寺等澍院が北海道遺産に認定されており、未指定のものも含め、多くの特色ある貴重な文化財があります。

しかし、アポイ岳高山植物群落や、そこに生きるヒメチャマダラセセリ ※、様似山道などの貴重な文化財が環境や時代の変化で失われつつあり、その他の文化財も含め、適切な保存・活用や文化財の掘り起こしに取り組む必要があります。

昭和42年開館の郷土館は築50年を経過し、展示の工夫などにより資料の有効活用に取り組んでいます。老朽化が著しく狭隘なことから、施設のあり方について早急に検討する必要があります。

国指定文化財（6件）	町指定文化財（9件）
特別天然記念物 アポイ岳高山植物群落	等澍院護摩堂
天然記念物 幌満ゴヨウマツ自生地	和助地藏
天然記念物 ヒメチャマダラセセリ	聖観世音菩薩像
重要無形民俗文化財 アイヌ古式舞踊	南無仏太子像
重要文化財 蝦夷三官寺等澍院関係資料	薬師如来三尊仏像
史跡 様似山道	弁財天像
	様似山道
	等澍院古文書
	矢本家文書

めざす姿

- 国の宝であり地域固有の遺産であるアポイ岳高山植物群落をはじめとした文化財の保存と活用に努め、多くの町民がそれらを次世代に語り継ぐことのできる環境をつくれます。
- 文化財について計画的な調査と保存・活用を行い、必要に応じ国・北海道・町の指定文化財とするような取組を推進します。
- 文化財が広く町民に親しまれ後世に伝えられるよう、学校教育や社会教育での活用を充実させます。
- 関係機関・団体と連携し、アイヌ文化伝承の支援を行います。

※ヒメチャマダラセセリ 羽を広げた大きさは約2.5cmのセセリチョウ科の一種で、羽は茶褐色に白い斑点があり、日本ではアポイ岳周辺でしか発見されていない。昭和50年に国の天然記念物に指定されている。

基本計画

序論

基本構想

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

- 様似町における文化財の保存・活用に関する将来的なビジョンをまとめ、継続性・一貫性のある文化財の保存活用を図ります。
- 郷土館の維持管理、展示の改善や情報発信に努め、現施設の移転・改築に向けて検討を進めます。

関連するSDGsの目標



郷土館



等澍院古文書

基本計画

5. スポーツの推進

5-5-1 スポーツの推進

現状と課題

社会を取り巻く環境は大きく変化し続け、スポーツ活動の機会も減少し、従来の振興方策では対応しきれない状況が見えてきています。

人口減少や少子高齢化によりスポーツ人口は減少していますが、町民のニーズは多様化しており地域スポーツの環境も新しい仕組みづくりが求められています。

生涯スポーツの町を宣言した当時の人口は約7,900人程でしたが、現在は4,200人を下回り47%減少という状況のなかで、健康づくりという目的意識への変化も相まって施設利用率は高く、生涯スポーツの重要性は浸透されていると思われますが、スポーツ活動に欠かせない施設の老朽化は顕著で、安全面の確保が急務であります。これらの現状を的確に把握し、新しい視点で将来の推進ビジョンを示すことが課題です。

めざす姿

- 各種団体活動の維持が困難な現状を踏まえ、スポーツ推進の基盤でもある各種団体が新たなステージで活動展開できる支援対策を検討します。
- 地域スポーツ振興会は人口減少に伴って人口割の格差が顕著となり、現行の枠組みでの活動は困難であるため、根本的なあり方を検討します。
- 町内各体育施設は老朽化が激しく安全面でも年々リスクが高まっている現状を踏まえ、長期的展望に立った維持・管理対策を講じていきます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 現行のスポーツ振興会組織を見直します。
- 施設の改築・改修整備に向けて検討を進めます。

関連するSDGsの目標

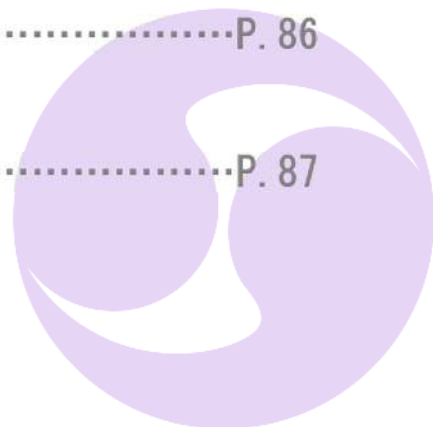


第3部

基本計画

豊かな暮らしを 生み出すために

1. 農業振興対策の推進P. 78
2. 林業振興対策の推進P. 81
3. 水産業振興対策の推進P. 83
4. 商業振興対策の推進P. 85
5. 工業振興対策の推進P. 86
6. 観光振興対策の推進P. 87



基本計画

1. 農業振興対策の推進

6-1-1 農業振興対策の推進

現状と課題

本町の農家戸数は人口減少や高齢化及び後継者不足などを要因に年々減少しています。また、農家戸数の減少とともに、生産条件が悪く収益性の少ない農地の遊休化が懸念され、農家個々の経営と合わせ本町農業の課題となっています。

農地遊休化の防止や担い手対策の取組として、本町の気象条件等に適した「夏秋取りいちご ※」については、生産額が増加傾向にあることから、引き続き推進するとともに、他の作目においても、経営安定化を図るための各種助成制度の充実等にも取り組んでいく必要があります。

農業協同組合においては、信用事業について、上部団体へ移管となったことで、営農等に集中した事業経営が進められており、引き続き緊密な連携を図りながら、農業及び地域振興対策とともに進めていく必要があります。

【軽種馬】

軽種馬については、生産農家戸数、生産頭数とも減少傾向にありますが、本町の産業として現在も重要な位置・役割を果たしています。

今後も強い馬づくりに努め国内競馬やホッカイドウ競馬の更なる発展に資するため、需要動向に即した生産馬の確保が課題となっています。

【水稻・畑作等】

水稻、施設園芸作物については、田代地域を中心に面積が集約されています。水稻生産については、国内での米消費量の減少や価格が低下傾向にありますが、今後も本町の農業、地域経済を支える重要な基盤となるよう推進を図っていく必要があります。

野菜について、農業所得の安定化を図るため、水稻などとの複合経営作物として導入した「いちご」は、夏期冷涼・冬期温暖な気候を生かし、現在は施設野菜の生産拡大と産地形成化が本格的になり、重要な基幹作物へと成長しています。

選果体制の整備や広域流通出荷の体制強化など、ひだか東農業協同組合と今後も連携を図り、進めていくことが必要となります。

飼料用作物については、連作による低生産性草地が多いことから、草地の更新や家畜ふん尿を堆肥化し採草放牧地に対して有効活用を行い、土壌改良をすることが求められます。

また、採草地や放牧地において雑草の侵入被害の増加や鹿による食害が近年増加し、飼料用作物の生産収量が減少しているため、補助金等により支援を行い、草地更新を推進していきます。

【畜産】

乳用牛については、飼養管理技術の向上、乳質改善により1頭あたりの生産量については、増加傾向にあり、安心・安全で良質な生乳生産が行われていますが、農家戸数、飼養頭数の減少により、生産乳量、生産額が減少傾向にあります。

※夏秋取りいちご 夏秋期に収穫されるいちご。当町では主に「すずあかね」という品種を生産している。

基本計画

今後においても、生乳の需要拡大は望めず、乳量生産の規制もあるため需要動向に適応した適正規模による経営の合理化を図る必要があります。

肉用牛については、新富地区に大規模肉用種業者が自然放牧を主体とした、特徴ある牛肉生産を繁殖から肥育までの一貫経営をもとに進められています。

農業支援事業などの実施により規模拡大、経営安定が図られていますが、今後の社会情勢の変化を注視していくことが、求められています。

めざす姿

【全体として】

- 鳥獣被害防止対策計画を推進するため、各種補助事業などを活用し、電気牧柵設置（新規設置、更新）を行い、被害の減少を図ります。
- 有畜農家と連携し、堆きゅう肥を投入した土づくりを進め、肥料コストの低減や減農薬栽培を促進します。
- 家畜排せつ物の適正な処理を行い、ほ場副産物 ※ や家畜ふん尿を有効活用し、貴重な有機物資源としての利用を促進します。
- 新規就農者や担い手の確保を促進するため補助金等（農業後継者就農促進対策事業、新規参入者就農促進対策事業）の継続や制度の整備、さらなる充実を行い、農家人口減少への対応や高齢化への対策を図ります。
- 関係団体と連携し、次のことを行います。

【軽種馬】

- 各軽種馬関係機関、農業団体と連携を図り、生産者の意識改革を促し、経営システムの導入による経営分析や生産牧場のグループ化を推進し、経営体質の強化と安定化、コスト低減を図ります。
- 不採算馬の淘汰による繁殖牝馬の資質向上を促進します。
- 生産段階での初期調教施設の充実と有効活用を促進し、生産馬の付加価値を高め、経営の安定を図ります。
- 地域経済と本町の産業として守るため「ホッカイドウ競馬」の維持発展を促進します。

【水稲・畑作等】

- 旧水田の高度利用化を進めるため、生産性の高い転作営農やほ場整備と団地化を促進し、コストの削減と生産効率の向上を図ります。
- 環境保全型農業や特別栽培への取組を推進し、安心・安全な作物づくり、品質向上を行い、付加価値を付け販売額の向上を図ります。
- 道営中山間事業や多面的機能支払事業などを活用していき、転作地、周辺草地及び用排水路などの不良箇所の改善を行い、生産収量の向上、良質な牧草生産を促進します。

※ほ場副産物 「実」を収穫後、その他にも活用できる作物のこと。（例～米と稲わら）

序
論基本
構
想基本
計
画付
属
資
料

基本計画

序論

基本構想

基本計画

○夏秋取りいちごのブランド化を進めるため、栽培技術の向上と品質管理に努め、施設の整備充実を図ります。

○農業支援事業（様似町地域振興作物等奨励事業、道営中山間事業等）や優駿サポート（草地新規更新農作業受委託組織）を活用した新規草地更新の促進を図ります。

〔畜産〕

○生乳需給事情に配慮した計画的生産に取り組み、飼養管理技術の向上と乳質改善に努め、安全・安心で良質な生乳生産を促進します。

○酪農ヘルパー事業 ※ の有効活用を行い、生産効率の向上と合理化を図ります。

○生産コストの削減を図るため、町有牧野の有効活用を促進します。

○乳牛能力検定による淘汰の実施や優良雌牛の確保を行い、経営の合理化を促進します。

○優良繁殖牛の増頭及び資質向上への取組と経営規模拡大を促進します。

○ひだか東農業協同組合等との連携を図り、技術指導や各種研修会の開催を促進します。

第9次総合計画終了時までの目標

〔軽種馬〕

種別 年度	生産牧場数	生産頭数
令和元年度	24 牧場	340 頭
令和12年度	18 牧場	300 頭

関連するSDGsの目標



〔水稻・畑作等〕

種別 年度	水稻生産者 戸数	水稻作付 面積	イチゴ生産 農家戸数	イチゴハウス 面積	畑地面積
令和元年度	8 戸	22.7ha	26 戸	3.49ha	944ha
令和12年度	5 戸	22.7ha	23 戸	3.20ha	923ha

〔畜産〕

種別 年度	乳用牛 生産者戸数	乳用牛 生産乳量	黒毛和種 生産者戸数	黒毛和種 生産頭数	アンガス種等 生産者戸数	アンガス種等 生産頭数
令和元年度	2 戸	475,000kg	3 戸	78 頭	1 戸	78 頭
令和12年度	2 戸	500,000kg	2 戸	60 頭	1 戸	90 頭

※酪農ヘルパー事業 酪農という年中仕事に拘束され、行動や判断の自由を制限されるという経営の特殊性に対処し、安定的な酪農経営が継続できるよう、定期的な休日の確保や突発的な事柄が発生した場合に農家によって作業を行う制度。

基本計画

2. 林業振興対策の推進

6-2-1 林業振興対策の推進

現状と課題

本町の森林面積は町全体の92%を占める33,365haで、道有林が62%、町有林が11%、私有林が27%であり、道有林については日高管内で最も広い面積を有しています。

一般民有林（町有林と私有林）12,818haのうち、人工林は3,299ha（26%）、天然林は9,359ha（73%）、無立木地※は160ha（1%）となっており、人工林の樹種別の構成はトドマツ、カラマツ類が大半を占めており、50年以上の主伐期を迎える林分が大半となっています。

本町の林業は、今まで重要な基幹産業としての役割を担っていましたが、木材価格の低迷などに起因した林業採算性の悪化等により、森林所有者の森林整備に対する意識が減退し、経済的な産業から「山づくり」という環境保全を重視し、地球温暖化防止に貢献するといった環境的産業へと変わりつつあります。

また、ここ数年のエゾシカ生息数の急増は、生息地である森林地帯の樹木への「角こすり」や食害による被害の増大を招き、大きな問題となっています。

今後とも、環境保全としての役割も含めた林業を持続的に維持して行くためには、担い手の育成と労働力の確保をはじめ、児童生徒や住民に対し、木とのふれあいを通じた「木育※」を推進し、林業への理解を深める活動が必要となります。

また、未整備森林となりがちな不在村森林所有者への啓発活動と伐採後の放置森林の解消への働きかけを町と森林組合等が一体となって取り組み、本町の森林資源を将来へ引き継ぐための活動を推進する必要があります。



※無立木地 伐採後に植林がされていない山林。

※木育 子どもから大人までが「木とのふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みを身近に行い、人と木と森との関わりを通じて豊かな心を育む活動。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

序論

基本構想

基本計画

めざす姿

- 町森林整備計画をもとに、森林の持つ多面的機能 ※ と地域の特性に応じた森林資源の持続化を図るため、新植や保育 ※ ・間伐 ※ などの各種施業（整備事業）を進めます。
- 鳥獣被害防止対策計画を推進するため、各種の補助事業を活用し被害の減少化を図ります。
- 森林組合や関係事業所等と連携し、従事者の安定的雇用の推進を図ります。
- 「木育」を通じた学習活動等へ森林資源の持つ魅力や役割を情報発信します。
- 不在村森林所有者等による未整備森林や放置森林等の解消のため、啓発活動や森林環境譲与税を活用し、自ら経営管理を行うことが難しい森林所有者から、意欲と能力のある林業経営者へ、町が仲介役となって経営管理の委託を行い、森林の経営管理の集積・集約化を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 各種補助事業の活用を図り、本町の森林の特性に即した森林整備の推進を通じて、後世へ美しい森林を引き継ぐための「山づくり」を推進します。
- 町公共施設等への木材使用を積極的に推進します。

・未立木地

	令和 元年度	令和 12 年度
面積	160ha	96ha

（目標達成率 40%）

- 木質系バイオマス発電用の原料となる未利用材や林地残材の有効利用を積極的に推進します。

関連するSDGsの目標



※森林の持つ多面的機能 森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など極めて多くの多面的機能を有しているということ。

※保育 森林を育てるために行う作業のこと（下刈り、つる切り、除伐、枝打ち、間伐）。

※間伐 林の立木密度を下げるために行う間引きのこと。

基本計画

3. 水産業振興対策の推進

6-3-1 水産業振興対策の推進

現状と課題

水産業の現状は、地球温暖化に伴う海水温の変化の影響を受け、主要水産物（秋サケ・スケトウダラ・スルメイカ・昆布・ウニ等）の生産量減少や、漁業用資材の高騰、消費低迷による魚価安等により、漁業経営が厳しさを増す状況にあるため、新たな魚種への方向転換や、付加価値向上による他地域との差別化が求められています。

また、少子高齢化に伴う漁業経営数の減少により、漁業担い手である新規就業者及び後継者の確保・育成が急務となっています。

漁業基盤である漁港及び漁場整備について、老朽化する付帯設備の改修や藻場の保全等を維持するため、関係機関との連携が必要となります。

漁業協同組合については、漁村の活性化と地域の中核的役割を担う役割を持ち、今後とも緊密な連携を図り、本町の水産業及び地域振興を進めていく必要があります。

めざす姿

- 関連産業と連携し、様似産水産物の供給拡大及び地産地消 ※ の推進に努めます。
- 「日高地域コンブ生産安定対策会議」を通じ、関係機関と連携を図りながらコンブの生産力向上及び収入安定対策等の取組を推進します。
- 漁業協同組合が実施する計画的な栽培漁業（マツカワ・マナマコ・ハタハタ等）による資源増殖に対し、関係機関と連携し促進します。
- 漁業担い手の育成・確保について、漁業協同組合と連携し、受入体制の整備や漁業経営に必要な技術・資格・施設整備に対し支援を行います。
- 漁業生産の拠点となる漁港整備について、地元漁業者の要望を活かした整備を計画的に進められるよう、関係機関に対し要望を行います。
- 漁場環境保全について、漁業者が実施する昆布の繁茂を阻害する雑海藻の駆除 ※ やヒトデ駆除、未利用海域での漁場造成に対し支援します。
- 漁業協同組合との密接な連携により町の水産業振興を図ります。

※地産地消 地域生産・地域消費の略で、地域で生産された様々な生産物や資源を、その地域で消費すること。

※雑海藻の駆除 雑海藻（昆布以外の海藻）が増えると昆布の生える場所が無くなるため、雑海藻を人の手や機械により駆除すること。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

○漁業者推移（単位：人、戸）

区 分	令和元年（現況値）		令和12年（目標値）	
	組合員数	経営体数	組合員数	経営体数
日高中央漁協	118	95	98	91
えりも漁協	117	112	102	93
合計	235	207	200	184

※漁業経営体：満15歳以上で、1年間における海上作業従事日数が30日以上の経営体

○漁獲量・金額推移（単位：トン、百万円）

区 分	令和元年（現況値）		令和12年（目標値）	
	数量	金額	数量	金額
日高中央漁協	5,822	1,480	4,947	1,574
えりも漁協	1,210	874	1,053	926
合計	7,062	2,354	6,000	2,500

関連するSDGsの目標



基本計画

4. 商業振興対策の推進

6-4-1 商業振興対策の推進

現状と課題

本町の商業は、飲食店や一般小売業を中心として構成されており、そのほとんどが家族経営や小規模な商店です。

商業は町民生活を維持するために欠かせないもので、雇用の創出や経済の活性化など大きな役割を担っていますが、町内消費人口の減少やインターネット販売、宅配サービスの普及などによる売上の停滞が町内商店の経営を悪化させ、不透明な先行きもあり後継者不足も現れてきています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイル※の見直しを余儀なくされており、先行きが見えてこない状況のなか、商工会が中心となって町内消費を喚起するためのクーポン券やスタンプラリーなどの事業を展開し、新たな活力を模索しています。

今後とも商工会が策定した「経営発展支援計画※」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を図る必要があります。

めざす姿

- 町外に流出する購買力を食い止めるための事業を実施するとともに、経済の町内循環と町外からの外貨を獲得するための制度等の検討を進め、構築をめざします。
- 商工会が策定した「経営発展支援計画」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を支援します。
- 商業者が安心して経営できるように、運転資金や設備投資資金に対する利子補給など適切な融資制度の見直しを図るとともに、後継者確保策について総合的に商工会等と検討を重ね、経営基盤の安定をめざします。
- 一次産業と観光産業などとの複合的な産業振興を推進し、「地消地産※」による地域の活性化を図り、商店街のイベントやネット販売など地場製品の消費拡大を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和12年度
商店・事業所数	87 商店・事業所	61 商店・事業所

※ライフスタイル 生活様式のこと。

※経営発展支援計画 全国の商工会が取り組む小規模事業者の持続的発展を支援する事業で、平成28年度から5カ年間の支援計画を作成する。

※地消地産 地域で消費できるものを生産し、地域内の循環力を高めようとするもの。

関連するSDGsの目標



序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

5. 工業振興対策の推進

6-5-1 工業振興対策の推進

現状と課題

本町の工業は、地下資源を活用した砕石業や地場資源を活用した水産加工、木材加工業など、ほとんどが中小企業ですが、本町の経済を支え雇用の場として大きな役割を果たしています。

今後とも商工会が策定した「経営発展支援計画」に基づき、消費者ニーズや購買行動の変化に対応した経営を図るため、高次加工の研究や新たな商品の開発、販路拡大などを支援し、経済基盤の安定を図るため融資制度を充実する必要があります。

また、雇用の場となっている反面、事業を継続するための労働力不足・人材確保が課題であり、その手立てについて検討する必要があります。

めざす姿

- 地場資源の付加価値を高めるための商品開発や高次加工の研究を促し、ネット販売やふるさと納税制度の活用、商談会・イベント等による販路の開拓・拡大及び販売促進を支援します。
- 事業者のネット販売や特産品開発を促進するとともに、地場産品販売などを通じて、新規企業の設立や誘致を図ります。
- 事業者が安心して経営できるように、運転資金や設備投資資金に対する利子補給など適切な融資制度の見直しを行い、経営基盤の安定をめざします。
- 安定した経営を継続するため、事業者が利用しやすい融資制度の見直しを図ります。
- 労働力の確保や人材育成など、その手立てについて各関係機関と連携して検討します。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和12年度
工業系事業所数	21事業所	21事業所

関連するSDGsの目標



基本計画

6. 観光振興対策の推進

6-6-1 観光振興対策の推進

現状と課題

本町の観光振興は「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」をツール ※ として推進しており、関連施設やジオサイトの整備、ガイド養成やジオツアーの企画・催行、日本ジオパーク全国大会を誘致するなど、一定の成果はみられています。しかし、ジオパークの認知度は全国的に徐々に高まっているとはいえ、観光の目玉となり得る状態ではなく、また、町民にジオパーク活動が浸透しきれていないこともあり、観光振興の推進体制を強化するための人材確保・育成、拠点施設の整備を図りながら、町内に経済的効果を十分に波及させる取組が必要です。

今後の観光形態がどう変化するか不透明ですが、観光ニーズを的確に把握するとともに、関係人口（様似ファン）を増やしていくことが重要であり、観光客として来てもらいリピーターとなってもらうため、食や産業と絡めたツアーや観光スポットなどの情報発信、特産品・土産品などの商品開発と提供方法の工夫を通して集客の拡大を図ることが必要です。

また、多彩な観光客ニーズに応えていくため、現在取り組んでいる広域連携によるインバウンド ※ 誘致や体験ツアープログラムの開発、教育観光の受入れなどにも引き続き積極的に対応していくとともに、将来的な日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を見据えて、周辺町と連携したプログラム作りを行う必要があります。

めざす姿

- 観光振興を充実することは「稼ぐまち」として持続可能なまちづくりの重要ポイントであることから、観光協会やジオパーク推進協議会、商工会をはじめ、一次産業者とも連携し、観光産業を推進する体制を整備します。
- 関係人口や販路の拡大を図るため、特産品や特産物を生かした商品開発やそれらを提供する拠点施設を整備し、民間事業者等と連携した情報提供やイベントの開催・参加などのPR活動を推進します。
- 広域連携による観光客誘致活動等に積極的に参画し、本町の役割を認識しながら観光産業として成り立つ地域づくりに取り組みます。
- 観光客のニーズをとらえ、的確な施設整備を推進します。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

序論

基本構想

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

	令和 元年度	令和 1 2 年度
主要観光施設 (ビジターセンター・観光案内所)	約 22,000 人	25,000 人
宿泊者数	約 17,000 人	18,500 人

関連するSDGsの目標



ウニまつり



アポイの火まつり

※ツール 観光客を呼び込むためのひとつの道具、手段。

※インバウンド 訪日外国人旅行のこと。

第3部

基本計画

発展の基盤

づくりのために

1. 道路環境・地域公共交通の充実P. 89

2. 地域情報化の推進P. 91

3. 土地利用の推進P. 92

4. 公共施設の有効活用の推進P. 93

5. 移住・交流の推進P. 94



基本計画

1. 道路環境・公共交通の充実

7-1-1 道路環境の整備

現状と課題

本町の道路網は、海岸沿いの主要地域間を結ぶ国道336号を軸に道道や町道が整備されており、町道については各地域間を結ぶ生活道路や産業道路としての役割を果たしています。幹線道路の国道は、塩釜トンネルや山中トンネル、幌満トンネルが整備され、道道においても2路線ともに舗装100%となり道路網の整備は進められていますが、岩盤崩落や高潮災害の発生など自然災害が危惧される国道沿いにおいては、さらなる道路整備が求められています。町道は、これまでの改良や舗装など整備の推進に努めてきましたが、町民の日常生活で重要な役割を果たすことから、今後とも計画的な整備が必要となっています。また、国道336号の塩釜トンネルは、依然として交通事故が発生しており、抜本的な安全対策が求められています。

めざす姿

- 国道、道道については、幹線道路として災害に強く安全で快適に地域間を結ぶ道路整備を関係機関に要望していきます。
- 災害発生時における国道336号の通行止めに備え、国および北海道、近隣町と連携を図りながら緊急時における地域間を結ぶ避難路線・代替え路線の確保に努めます。
- 町道については、日常生活の利便性や快適性の確保と点検・補修など計画的な維持管理に努めていきます。
- 塩釜トンネルの安全対策については、抜本的な事故防止対策を講ずるよう関係機関に要請していきます。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を推進します。

年度	整備内容	
令和3～12年度	国道336号災害防除事業	落石対策工、越波対策工
	国道336号交通安全対策事業	塩釜トンネル改良事業
	道道233号道路改良事業	新富様似停車場線
	様似町内道路改良事業	町道道路改良舗装 町道道路排水溝改良
	道路メンテナンス事業 (国道・道道・町道)	橋梁、トンネル 道路附属物等(シェッド)

関連するSDGsの目標



現状と課題

さらには、町内の路線バスを維持しつつ、路線バスの運行していない交通空白地帯への支援も必要となっています。

○通学や通院などで近隣町へ通うかたもいるため、「地域公共交通計画 ※」を策定し、近隣町を結ぶ公共交通が維持できるよう支援し、将来にわたって“住民の足”を確保することをめざします。

○高齢社会や交通空白地帯に対応するための「コミュニティバス ※」や「乗合タクシー ※」などについて、各種補助や支援制度を含めた本町に合った交通サービスの提供をめざします。

○公共交通数 都市間バス 1路線 維持
路線バス 1路線 維持
○地域公共交通計画を策定します。

※乗合タクシー おおむね 10 人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。用途としては、交通空白地帯の解消及び高齢者等交通弱者の公共施設等への移手段として使用されることが多い。

基本計画

2. 地域情報化の推進

7-2-1 情報通信基盤の整備

現状と課題

テレビ放送は、平成21年から地上デジタル放送が開始され、平成26年に受信率は100%になっています。

インターネット環境については、平成22年から町内で光サービスが開始されており、町内の多くの世帯では電気通信事業者による光ブロードバンドサービス※が提供されていますが、一部地域では現在も未提供エリアとなっています。

電話については、ほとんどの世帯に固定電話若しくは携帯電話が普及しており、携帯電話不通エリアも少しずつ解消されています。

情報通信基盤の整備は、私たちの生活に欠かすことのできないものとなりつつあり、都市部と差のないサービス提供が求められています。また、新たな情報通信技術の普及が、地域の課題解決において有効な手段になり得ることも考えられます。

めざす姿

○携帯電話や光ブロードバンドサービスについては、町としての費用対効果や民間企業としての戦略もありますが、より多くのかたがサービスを受けられるよう、関係機関と連携し取り組んでいきます。

○情報通信基盤は短い周期で変わっていきますので、常に最良の情報通信基盤を本町に導入できるよう、情報収集に努めるとともに関係機関と連携していきます。

○IOT※やスマート農業※など、住みやすく働きやすいまちづくりを実現するため、情報通信技術の活用について積極的な情報収集を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

○希望する世帯への光サービス提供率
100%をめざします。

関連するSDGsの目標



※ブロードバンドサービス 「広帯域」にわたる、光ファイバーなどの無線通信技術による高速インターネット接続サービスのこと。

※IOT Internet of Things（モノのインターネット）の略で、建物や電化製品・自動車等の多種多様なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

※スマート農業 ロボットやAI、IOTなどの先端技術を活用した農業のことで、作業の自動化やデータ活用により、担い手の不足や高齢化の課題解決に期待がされている。

基本計画

3. 土地利用の推進

7-3-1 土地利用の推進

現状と課題

本町の総面積は、364.30km²となっていますが、その9割以上が森林となっており、宅地は大通などの市街地部分を除き、背後地が崖地となっている地域に点在しています。

本町の土地条件から、新たに大規模な用地を造成することは非常に難しい状況ですが、近年は人口減少に伴い市街地に空き地が増加するとともに、公営住宅や様似中学校の移転、教員住宅の解体などに伴い大規模な遊休地 ※ も生じています。このような遊休地を含め、今後のまちづくりの方向性を考慮したなかで、最も有効な土地利用について検討していく必要があります。

めざす姿

- まちづくりの趣旨や方向性を考慮しつつ、本町の景観を損なわないまま、町民が住みよさをより実感できる土地利用を推進します。
- 各法令を厳正に適用し、無秩序な乱開発行為を防止して、自然環境や漁業資源などに影響を及ぼさないようにします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 公営住宅や様似中学校の移転、教員住宅の解体などで生じた遊休地については、有効な土地利用に努めます。
- 各地域に点在する空き地などについては、土地所有者の理解を得ながら地域の活性化につながるような利用を促進します。
- 土地取引の関係法令などを厳正に適用し、土地の乱開発防止などに努めます。

関連するSDGsの目標



※遊休地 住宅や農地や駐車場をはじめとしたどのような用途でも使われておらず、有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。

序論

基本構想

基本計画

付属資料

基本計画

4. 公共施設の有効活用の推進

7-4-1 公共施設の有効活用の推進

現状と課題

様似町には中央公民館やスポーツセンター、各地域にある生活館など町民が活用できる施設のほか、役場庁舎やクリーンセンター、下水道終末処理場など特定の用に供するための公共施設があります。

公共施設全体の管理の指針として国のインフラ長寿命化計画※に基づく様似町公共施設等総合管理計画※を平成28年度に策定しましたが、施設類型ごとの個別管理計画の策定状況は、橋梁、公営住宅、下水道のみとなっており、未策定の施設が多い現状です。

また、相当数の施設が老朽化していることと、建設当時と比較すると人口減少と少子高齢化が進んでおり、持続可能な行政運営のためには各施設のあり方について見直しは避けられない状況にあります。

めざす姿

○公共施設のあり方を見直し、新しい活用や統廃合などを進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 施設の管理と有効活用の指標として、個別施設計画の策定を進めます
- 個別施設計画に基づき計画的な補修と有効活用を図ります。
- 管理コスト低減のため集会施設の集約化をめざします。
- 景観に配慮するため、老朽化した公共施設の除却を図ります。

関連するSDGsの目標



※インフラ長寿命化計画 道路や上下水道等をはじめとした全てのインフラの安全性向上と効率的な維持管理を実現するため、目指すべき姿や基本的な考え方をまとめた国の計画。

※様似町公共施設等総合管理計画 人口減少や高齢化、財政課題など町の今後の社会・財政情勢に対応した「これからの公共施設全般の方針」を定めるもの。公共施設に関する総合的かつ全町的な計画。

基本計画

5. 移住・交流の推進

7-5-1 移住・交流の推進

現状と課題

本町では平成28年に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住対策の推進を図っていますが、そのほとんどは特定業種への参入となっております。現に生活している町民を第一としつつ、町外の人々をも惹きつけるより一層の魅力あるまちづくりが求められています。

地域の活力を維持・発展させるためには、本町に住む町民だけでなく、町内に居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、地方創生の当事者の最大化を図ることが必要不可欠です。地域の産業や行事等に携わる、副業・兼業で週末などに地域内で働くなど、地域や地域の人々に多様な形で関わる「関係人口」を創出し、地域の力にしていこうことが求められています。

新たな分野での「関係人口」や地域間交流を創出していくとともに、これまでに築いてきた「ふるさと会」や友好姉妹町村等との継続的な関わりを増大させていくことも含め、「二地域居住 ※」あるいは将来的な移住につながると考えられます。

めざす姿

- 関係人口になるきっかけづくり、土壌づくりとして、SNSやふるさと納税等を活用した情報発信を促し、興味・関心をもつ関わりを構築します。
- 「関係人口」を創出し本町を応援してくれるサポーターの増加を図ります。
- 移住定住を促進するため、各種制度の活用や住宅環境の受入体制整備及び雇用の場の情報収集と情報発信を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 交流人口及び関係人口の拡大に向けた制度の構築を図ります。
- 「ふるさと会」、「ふるさと応援大使 ※」及び友好姉妹町村等との関係を継続し、様似町のファンとしてつながりを維持します。
- 移住希望者に対し住宅情報・求人情報等移住に関する情報を一元化し、迅速かつ効果的な相談体制を推進します。

※二地域居住 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等を含む）をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張等といった一時的ではなく、一定期間以上過ごすこと。

※ふるさと応援大使 まちの魅力を広く紹介し、本町のイメージアップなどに資するため、本町のPR活動を実施する観光大使のこと。

基本計画

○移住定住者受入数

	平成27年度～令和元年度	令和3年度～令和12年度
移住者定住者受入数	31人	20人

序論

基本構想

基本計画

付属資料

関連するSDGsの目標



付 属 資 料



付属資料

第 9 次様似町総合計画の所要事業費

単位:千円

基本方向	基本計画項目	事業費 (当初計画)	財 源 内 訳			
			国 道 支	起 債	その他	一般財源
立の推進体制の確	持続可能な行財政システムの確立	1,658,747	0	0	1,150,000	508,747
	ジオパークによるまちづくりの推進	80,400	0	0	0	80,400
	町民と行政による協働のまちづくり	0	0	0	0	0
	小計	1,739,147	0	0	1,150,000	589,147
住みよい環境をつくるた	まちなみの整備	1,491,560	461,520	668,100	19,200	342,740
	自然の保全	31,400	14,600	0	0	16,800
	上下水道の整備	2,743,509	181,500	1,601,310	2,060	958,639
	衛生対策の推進	1,651,509	5,280	0	0	1,646,229
	小計	5,917,978	662,900	2,269,410	21,260	2,964,408
安全な生活をおくるた	防災体制の整備	88,800	6,500	52,000	0	30,300
	交通安全と防犯対策の推進	47,038	0	0	0	47,038
	消防・救急体制の整備	1,354,000	0	1,297,600	0	56,400
	国土保全対策の推進	645,995	168,976	168,900	0	308,119
	小計	2,135,833	175,476	1,518,500	0	441,857
健康で幸せな生活をおくるた	健康づくりの推進	280,100	6,400	0	2,000	271,700
	地域医療体制の維持	331,030	0	0	0	331,030
	地域福祉の推進	2,634,196	1,357,012	69,000	0	1,208,184
	子育て支援の推進	0	0	0	0	0
	小計	3,245,326	1,363,412	69,000	2,000	1,810,914
心豊かな人間性を養うた	幼児教育・保育の推進	46,500	0	0	0	46,500
	義務教育の推進	212,472	0	18,425	0	194,047
	社会教育の推進	435,826	0	291,000	0	144,826
	文化活動の推進	32,000	4,000	0	0	28,000
	スポーツの推進	120,500	0	0	0	120,500
	小計	847,298	4,000	309,425	0	533,873
豊かな暮らしを生み出すた	農業振興対策の推進	228,791	45,677	0	1,457	181,657
	林業振興対策の推進	1,832,018	657,032	553,600	185,810	435,576
	水産業振興対策の推進	1,563,277	595,836	0	632,542	334,899
	商業振興対策の推進	480,000	0	0	350,000	130,000
	工業振興対策の推進	0	0	0	0	0
	観光振興対策の推進	463,147	0	0	1,000	462,147
	小計	4,567,233	1,298,545	553,600	1,170,809	1,544,279
発展の基盤づくりのた	道路環境・公共交通の充実	1,025,092	371,230	164,000	0	489,862
	地域情報化の推進	262,076	89,415	20,200	0	152,461
	土地利用の推進	10,000	0	0	0	10,000
	公共施設の有効活用の推進	128,198	0	33,480	0	94,718
	移住・交流の推進	100,000	0	0	5,000	95,000
	小計	1,525,366	460,645	217,680	5,000	842,041
総計		19,978,181	3,964,978	4,937,615	2,349,069	8,726,519

第9次様似町総合計画の策定経過

■策定委員会、構成検討部会関係

平成31年	2月27日	企画委員会（課長、局長、会計管理者、消防支署長等で構成） ・第9次様似町総合計画の策定体制、構成、期間について協議
令和元年	5月28日	企画委員会 ・第9次様似町総合計画の策定体制、構成、期間及び住民アンケート調査の内容について協議
	6月25日	「第9次様似町総合計画策定に係る住民アンケート調査」実施について、自治会長会議において配布等の依頼
	6月26日	企画委員会 ・検討部会の設置、住民アンケート調査の内容及び人口推移予測について協議
	7月26日	企画委員会 ・検討部会の設置、住民アンケート調査の内容及び人口推移予測、第9次様似町総合計画基本構想について協議
	8月2日	住民アンケート調査の実施 ・回収 10月31日 配布数 1,918世帯 回収数 806世帯 回収率 42%
	8月28日	企画委員会 ・検討部会の設置、第9次様似町総合計画基本構想について協議
	10月11日	企画委員会 ・第9次様似町総合計画基本構想について協議
	10月30日	検討部会（45歳以下職員及び公募町民2名で構成） ・第9次様似町総合計画基本構想について協議 ・「10年後の様似の将来像について」考えるワークショップを実施
	11月14日	検討部会 ・「10年後の様似の将来像について」考えるワークショップを実施
	11月20日	企画委員会 ・第9次様似町総合計画基本構想、施策の体系（基本計画項目）について協議
令和2年	1月22日	企画委員会 ・第9次様似町総合計画施策の体系（基本計画項目）について協議
	2月6日	検討部会 ・「10年後のめざす姿」についてワークショップを実施

序論

基本構想

基本計画

付属資料

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

- 2月17日 企画委員会
・「10年後・20年後を見据えた【めざすまちの姿】
【将来像】、【まちづくりの重点的な取組方針】を考える」
ためのワークショップを実施
- 2月28日 住民アンケート調査集計作業終了
- 3月17日 企画委員会
・「10年後・20年後を見据えた【めざすまちの姿】
【将来像】、【まちづくりの重点的な取組方針】を考える」
ためのワークショップを実施
- 4月 7日 企画委員会
・「10年後・20年後を見据えた【めざすまちの姿】
【将来像】、【まちづくりの重点的な取組方針】を考える」
ためのワークショップを実施
- 5月12日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について協議
- 5月12日 住民アンケート調査結果報告書作成
- 6月 1日 住民アンケート調査結果を住民等へ周知
- 6月 5日 検討部会
・「10年後のめざす姿」についてワークショップを実施
- 6月30日 検討部会
・「10年後のめざす姿」についてワークショップを実施
- 7月 3日 企画委員会
・第8次様似町総合計画の評価について審議
- 7月 6日 検討部会
・町民向けセミナー＆ワークショップに向けた
ファシリテーション研修会
- 7月30日 企画委員会
・第9次様似町総合計画序論・基本構想について審議
- 8月25日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について審議
- 9月 4日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本計画について審議
- 9月27日 町民向けセミナー＆ワークショップを実施（21名）
・セミナー：様似の今・これからを考えるための視点とは？
・ワークショップ：様似みらいカイギ
- 9月30日 企画委員会
・第9次様似町総合計画基本構想・基本計画について審議

付属資料

10月13日 第9次様似町総合計画基本構想・基本計画（素案）に係る
パブリックコメントの実施（意見等：0件）

11月26日 企画委員会
・総合振興審議会意見等による修正点について審議

■様似町総合振興審議会

平成31年	3月25日	様似町総合振興審議会 ・第9次様似町総合計画の策定体制、期間について審議
令和元年	10月15日	様似町総合振興審議会 ・会長、副会長の選出 ・第9次様似町総合計画の策定体制、期間について審議
令和2年	6月1日	「第9次様似町総合計画策定に係る住民アンケート調査 結果報告書」を配布
	10月15日	「第9次様似町総合計画（素案）」を配布
	11月4日	様似町総合振興審議会 ・第9次様似町総合計画について諮問 ・第9次様似町総合計画序論・基本構想について審議
	11月16日	総括委員会 ・第9次様似町総合計画基本計画について審議
	11月17日	「第8次様似町総合計画の評価資料」を配布
	11月25日	総括委員会 ・第9次様似町総合計画基本計画について審議
	12月3日	総括委員会 ・検討必要事項、第9次様似町総合計画答申について審議
	12月9日	第9次様似町総合計画について町長に答申提出

■町議会関係

令和2年	12月18日	第1回議員全員協議会 ・第9次様似町総合計画の概要説明 ・「第9次様似町総合計画（案）」「第9次様似町総合計画体系図」 「答申及び総合振興審議会が出された質問や意見等」 「第9次様似町総合計画の策定経過」を配布
令和3年	2月12日	第2回議員全員協議会 ・「第9次様似町総合計画・事業計画（案）」 「第9次様似町総合計画 財政収支見直し（一般会計）について」 「第9次様似町総合計画（修正案）」を配布

序
論基
本
構
想基
本
計
画付
属
資
料

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

令和2年11月4日

様似町総合振興審議会長 様

様似町長 坂 下 一 幸

第9次様似町総合計画策定に関する諮問について

『～町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり～』をテーマとして推進してきた第8次様似町総合計画は、令和2年度をもって終了しますので、歯止めのかからない人口減少下においても、本町が、理想の夢を持ち、町民が絆で結ばれ、未来を次世代へ「つなぐ」まちづくりを推進するための指針となる第9次様似町総合計画の策定を諮問します。

令和2年12月9日

様似町長 坂 下 一 幸 様

様似町総合振興審議会
会長 鵜 木 健

第9次様似町総合計画に関する答申について

令和2年11月4日付で諮問のありました第9次様似町総合計画について慎重に審議した結果、令和2年12月3日開催の総括委員会において提案された素案の修正をもって答申します。

歯止めのかからない人口減少や少子高齢化、急激な社会構造の変化など、取り巻く環境は厳しい中ですが、第8次総合計画からの懸案事項となっている諸課題について、今後の10年間に於いて、町民が将来に向け、夢や希望をかなえられるよう、実現に向けた課題解決のためのより積極的な町政運営を推進していくことを強く望みます。

創生のテーマである「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」をめざし、町民との協働による、町民が抱く理想のまちづくりへ邁進されるよう期待いたします。

その他、審議過程において出された各施策等に対する個別の意見・要望等についても十分に検討されることを要望します。



第9次様似町総合計画について町長に答申（令和2年12月9日）

様似町総合振興審議会委員

区分	氏 名	役 職 名
会 長	鵜 木 健	学識経験者
副会長	川 崎 正 春	学識経験者
総括委員会（全委員により構成）		
委員長	鵜 木 健	
副委員長	川 崎 正 春	
社会開発委員会		
委 員	松 田 陽 一	様似町校長会会長
	野 沢 浩 一	様似小学校PTA会長
	岡 部 美 香	様似町女性団体連絡協議会会長
	菊 地 修 二	様似アイヌ協会会長
	小 林 弥 生	アポイ岳ファンクラブ副会長
	滝 川 浩 司	様似町青年団体協議会会長

付属資料

序論

基本構想

基本計画

付属資料

	郷 司 公 雄	様似町老人クラブ連合会会長
	早 坂 節 子	様似町商工会女性部長
	小 原 忠	学識経験者
	辻 陽	学識経験者
	武 田 幸 彦	学識経験者
産業開発委員会		
委 員	相 内 寛	日高中央漁業協同組合様似支所長
	斉 藤 康 浩	えりも漁業協同組合冬島支所長
	江 谷 一 夫	ひだか東農協様似事業所長
	松 田 則 重	ひだか南森林組合理事
	石 井 俊 英	様似町商工会事務局長
	古 海 光 枝	日高中央漁業協同組合様似支所女性部長
	山 田 一 也	日高信用金庫様似支店長
	山 根 和 浩	北洋銀行浦河支店長
	蒔 田 眞 也	浦河職業安定所長
	加 藤 裕 司	学識経験者
	中 村 勝 則	学識経験者
	千 葉 毅 彦	学識経験者

付属資料

様似町議会議員

役 職 名	氏 名
議 長	工 藤 仁
副 議 長	小 野 哲 弘
総務産業常任委員長	八木田 和 浩
副 委 員 長	根 城 悌 司
委 員	小 野 哲 弘
	坂 本 好 則
	酒 井 健 二
	佐々木 敏
社会文教常任委員長	水 野 洋 一
副 委 員 長	高 村 洋 子
委 員	酒 井 健 二
	根 城 悌 司
	佐々木 敏
	鈴 木 隆
議会広報常任委員長	坂 本 好 則
副 委 員 長	佐々木 敏
委 員	八木田 和 浩
	高 村 洋 子
	水 野 洋 一

企画委員会委員

区分	氏 名	職 名
委員長	木 下 行 宏	様似町副町長
委 員	原 田 卓 見	〃 総務課長
	永 坂 讓	〃 企画調整課長
	寺 井 直 樹	〃 企画調整課参事
	吉 田 博 文	〃 税務町民課長
	大 沢 達 也	〃 保健福祉課長
	荒 谷 浩 輝	〃 産業課長
	田 村 裕 之	〃 商工観光課長
	佐 藤 朋 正	〃 建設水道課長
	澤 口 正 樹	〃 会計管理者
	福 井 広 喜	〃 議会事務局長
	秋 山 寛 幸	様似町教育委員会生涯学習課長
	川 口 達 也	様似町教育委員会生涯学習課参事
	中 村 光 浩	日高東部消防組合様似支署長
事務局	野 里 伸 典	様似町企画調整課長補佐
	織 田 貴 裕	〃 企画調整課企画係長
	砂子澤 舞 夏	〃 企画調整課企画係主事補

総合計画・総合戦略検討部会員

区分	氏 名	職 名
部会長	永 坂 讓	様似町企画調整課長
部会員	坂 下 志 朗	〃 商工観光課主幹
	中 村 将 志	〃 総務課主幹
	遠 藤 恵 介	日高東部消防組合様似支所警防係主査
	細 川 千 枝	様似町保健福祉課介護保険係長
	堀 井 勇 司	〃 産業課水産係長
	佐々木 将 貢	〃 商工観光課ジオパーク推進係長
	猪 股 拓 也	様似町立幼児センター保育係保育教諭
	久 米 悠 都	様似町総務課防災・車両係長
	対 馬 由 香	〃 保健福祉課福祉推進係主事
	伊 藤 翔	様似町教育委員会生涯学習課体育係社会教育主事
	遠 藤 祈	〃 税務町民課社会係主事
事務局	野 里 伸 典	様似町企画調整課長補佐
	織 田 貴 裕	〃 企画調整課企画係長
	砂子澤 舞 夏	〃 企画調整課企画係主事補

序
論基
本
構
想基
本
計
画付
属
資
料

付属資料

様似町総合振興審議会条例

昭和46年9月29日

条 例 第 6 号

序
論

改正 昭和54年 6月29日 条例第4号
 昭和58年12月23日 条例第5号
 昭和61年 6月26日 条例第4号
 昭和63年 6月24日 条例第2号
 平成 2年 7月26日 条例第4号

平成 5年 5月24日 条例第4号
 平成13年 7月 2日 条例第18号
 平成14年 3月18日 条例第8号
 平成31年 3月 8日 条例第3号

基
本
構
想

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、町の振興についての諸計画に関し必要な調査及びその推進及び審議を行うため様似町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公的機関及び各種産業団体等の関係者
- (2) 各種団体及び自治会等の関係者
- (3) その他学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

(会長)

第4条 審議会に委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会及び専門委員会)

第6条 審議会に常任委員会及び専門委員会を置く。

2 常任委員会は、審議会の会長及び副会長並びに専門委員会の委員長及び副委員長をもって構成する。

3 常任委員会は、審議会の会長が招集し、会議の議長となる。

4 常任委員会は、審議会の運営及び委任事項並びに諸計画の推進について審議する。

基
本
計
画付
属
資
料

付属資料

5 専門委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

委員会名	所管事項
総括委員会	諸計画の総括
社会開発委員会	生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化、交通通信、土地利用、 行財政
産業開発委員会	農林水産業、商業、鉱工業、国土保全、観光レクリエーション、防 災

6 会長を除く委員は、いずれかの専門委員会に所属するものとする。ただし、総括委員会は全委員をもって構成する。

7 専門委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

8 専門委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

9 専門委員会は、所管事項を審議し、審議会に上申するものとする。

10 審議会の会長及び副会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月29日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年6月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則（平成2年7月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成5年5月24日条例第4号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成13年7月2日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

序
論

基
本
構
想

基
本
計
画

付
属
資
料

付属資料

様似町企画委員会規程

昭和46年10月1日

訓 令 第 7 号

序
論基
本
構
想基
本
計
画付
属
資
料

改正 昭和48年 6月 1日 訓令第2号
昭和48年 9月 1日 訓令第5号
昭和50年 6月25日 訓令第3号
平成 4年 3月23日 訓令第16号
平成 5年 5月31日 訓令第12号
平成 7年 8月25日 訓令第12号
平成 9年 3月31日 訓令第20号
平成13年 8月 1日 訓令第20号

平成14年 3月28日 訓令第7号
平成15年 5月27日 訓令第11号
平成18年 5月 1日 訓令第8号
平成19年 3月29日 訓令第3号
平成28年 3月 2日 訓令第2号
平成31年 3月29日 訓令第3号
令和 2年 3月23日 訓令第3号

(設置)

第1条 様似町の振興計画を策定するために、様似町企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 この委員会に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 様似町の振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に必要な調査研究及び資料の収集に関すること。
- (3) 前各号のほか、振興計画について町長が特に命じた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

課長、参事、会計管理者、議会事務局長、図書館長、消防支署長

4 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(部会)

第5条 委員長は、所掌事務に関して必要があると認めるときは、専門事項について協議する部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、委員の中から、また、部会員は職員の中から委員長が任命する。

4 部会の設置期間、構成人数等については、必要に応じて委員長が決定する。

付属資料

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

（庶務）

第7条 この委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

附 則

この規程は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月1日訓令第2号）

この規程は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則（昭和48年9月1日訓令第5号）

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月25日訓令第3号）

この規程は、昭和50年6月25日から施行する。

附 則（平成4年3月23日訓令第16号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月31日訓令第12号）

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成7年8月25日訓令第12号）

この訓令は、平成7年8月25日から施行し、この訓令による改正後の様似町企画委員会規程の規定は平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成9年3月31日訓令第20号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月1日訓令第20号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月27日訓令第11号）

この訓令は、平成15年5月27日から施行する。

附 則（平成18年5月1日訓令第8号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日訓令第2号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

序
論

基
本
構
想

基
本
計
画

付
属
資
料

第 9 次様似町総合計画

発 行／北海道様似町

〒058－8501 北海道様似郡様似町大通 1 丁目 2 1 番地

T e l (0146) 36 － 2111

F a x (0146) 36 － 2662

編 集／様似町企画調整課

印 刷／ひまわり印刷(株)

令和 3 年（2 0 2 1 年） 3 月発行



月と残雪のアポイ岳